

岐 阜 県 公 報

目 次

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則	（人 事 課）	一
岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則	（同）	一三
岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則	（同）	一三
岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則	（同）	一九
訓 令 甲		
岐阜県職員服務規程の一部を改正する訓令	（人 事 課）	二六
岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令	（同）	二七
岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令	（同）	四〇
附属機関の委員等の職に充てる職員の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令	（同）	四三

規 則

号外 (一) 平成二十八年 四月 一日

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十五号

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則（昭和三十一年岐阜県規則第四百号）の一部を次のように改正する。

本則第一号の表中「岐阜県公益認定等審議会委員」を「岐阜県公益認定等審議会委員 岐阜県行政不服審査会委員 岐阜県行政不服審査会専門委員」に改め、「調理師試験委員」を削り、「岐阜県林業士認定審査会委員」を「岐阜県林業士認定審査会委員」に改め、「岐阜県公共用地利用審議会委員」を削る。

本則第二号の表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

区 分	金 額
浄書業務専門職	月額 二〇六、〇〇〇円
広報業務専門職	月額 一八五、九〇〇円

報道業務専門職	月額	一八五、九〇〇円
障がい者就労支援オフィスマネージャー	月額	二二三、一〇〇円
職員研修業務専門職	月額	一八五、九〇〇円
行政相談事務専門職	月額	二三八、一〇〇円
公益法人検査専門職	月額	一八五、九〇〇円
情報公開・個人情報・業務案内専門職	月額	一八五、九〇〇円
法務・情報公開課法務顧問	年額	二〇〇、〇〇〇円
文書審査専門職	月額	一八五、九〇〇円
学芸業務専門職	月額	二〇六、〇〇〇円
文書整理専門職	月額	一八五、九〇〇円
非常勤健康管理医	月額	二五九、四〇〇円
公務災害認定補償業務専門職	月額	一八五、九〇〇円
メンタルヘルス相談員	月額	二三五、八〇〇円
税務事務専門職	月額	二二六、八〇〇円
警備業務専門職	月額	一八五、九〇〇円 （深夜の割増賃金を含む）
庁舎管理業務専門職	月額	一八五、九〇〇円
県有財産管理事務専門職	月額	一八五、九〇〇円
認定・旅費業務専門職	月額	一八五、九〇〇円
清流の国ぎふ広報業務専門職	月額	一八五、九〇〇円
叙勲事務専門職	月額	二二九、四〇〇円
移住相談業務専門職	月額	二四〇、三〇〇円
在住外国人行政相談員	月額	二五二、一〇〇円 又は勤務一時間につき 二、〇〇〇円
選挙長	日額	一〇、六〇〇円
選挙分会長	日額	一〇、六〇〇円
審査分会長	日額	一〇、六〇〇円
選挙立会人	日額	八、八〇〇円
審査分会立会人	日額	八、八〇〇円
防災通信業務専門職	月額	一八五、九〇〇円
防災専門職	勤務一時間につき	二、〇四〇円
国民保護協議会幹事	日額	一〇、〇〇〇円
防災指導専門職	月額	一八五、九〇〇円
防災施設管理専門職	月額	一八五、九〇〇円
防災会議幹事	日額	一〇、〇〇〇円

予防保安許認可事務専門職	月額	一八五、九〇〇円
消防学校非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
ボイラー等管理業務専門職	月額	一八五、九〇〇円
学校用務専門職	月額	一八五、九〇〇円
宗教法人業務専門職	月額	一八五、九〇〇円
NPO施策推進専門職	月額	一八五、九〇〇円
地域の絆 <small>きずな</small> づくり支援専門職	月額	二二三、六〇〇円
浄化槽管理指導専門職	月額	一八五、九〇〇円
廃棄物監視指導専門職	月額	二六〇、一〇〇円
廃棄物対策業務専門職	月額	一八五、九〇〇円
埋立適正化推進員	月額	一八五、九〇〇円
不適正処理対策業務専門職	月額	一八五、九〇〇円
自然保護員	月額	一八五、九〇〇円
生物多様性業務専門職	月額	一八五、九〇〇円
乗鞍環境パトロール員	月額	二六六、〇〇〇円
私立学校助成業務専門職	月額	一八五、九〇〇円
被害青少年相談員	月額 又は日額	二〇六、〇〇〇円 一〇、〇〇〇円
青少年育成専門職	月額	二〇六、〇〇〇円
青少年育成推進指導員	年額	二一、〇〇〇円
立入調査員	年額	一一、〇〇〇円
被害青少年支援専門職	月額	二二七、二〇〇円
美術館顧問	年額	九六七、〇〇〇円
美術館館長	年額	五、九二六、八〇〇円
美術館学芸統括兼副館長	月額	三七一、〇〇〇円
美術館学芸業務専門職	月額	二〇六、〇〇〇円
美術館普及業務専門職	月額	二〇六、〇〇〇円
美術館管理業務専門職	月額	一八五、九〇〇円
現代陶芸美術館顧問	年額	二、四〇〇、〇〇〇円
現代陶芸美術館館長	月額	五三五、〇〇〇円
現代陶芸美術館副館長	月額	四一一、七〇〇円
現代陶芸美術館学芸業務専門職	月額	二〇六、〇〇〇円
現代陶芸美術館管理業務専門職	月額	一八五、九〇〇円
人権啓発指導員	月額	二二三、六〇〇円
（深夜の割増賃金を含む）	月額	二〇六、〇〇〇円

医療安全相談員	月額 二〇六、〇〇〇円	希望が丘子ども医療福祉センター非常勤保育士	月額 二〇六、〇〇〇円
メディカルアドバイザー	日額 一三、七〇〇円	希望が丘子ども医療福祉センター宿日直業務非常勤医師	勤務一回につき 深夜の割増賃金を含 む。ただし、勤務時間が五 時間未満の場合は、当 該額の半額
環境検査業務専門職	月額 一八五、九〇〇円	希望が丘子ども医療福祉センター非常勤医師	勤務一時間につき 五、八〇〇円
衛生検査業務専門職	月額 一八五、九〇〇円	障がい児者医療専門職	月額 二〇六、〇〇〇円
衛生環境技術指導員	月額 二六五、九〇〇円	医学生修学資金管理専門職	月額 一八五、九〇〇円
保健所非常勤薬剤師	月額 二六〇、〇〇〇円	下呂看護専門学校施設管理業務専門職	月額 一八五、九〇〇円
非常勤診療放射線技師	日額 七、八〇〇円	看護専門学校実習指導教員	月額 二六九、一〇〇円
保健所非常勤医師	日額 一三、七〇〇円	看護専門学校非常勤講師	月額 二六九、一〇〇円 又は勤務一回につき 六、二〇〇円
社会福祉法人指導監査専門職	月額 一八五、九〇〇円	衛生専門学校実習指導教員	月額 二六九、一〇〇円
社会福祉法人等特別指導監査官	日額 一三、五〇〇円	看護職員免許事務専門職	月額 一八五、九〇〇円
消費生活主任相談員	月額 二二七、二〇〇円	会計・人事労務業務専門職	月額 一八五、九〇〇円
消費生活相談員	月額 二〇六、〇〇〇円	衛生専門学校非常勤講師	月額 二六九、一〇〇円 又は勤務一回につき 六、二〇〇円
不当取引指導員	月額 二二七、二〇〇円	衛生関係統計調査・医療従事者免許事務専門職	月額 一八五、九〇〇円
県民生活相談員	月額 二三八、一〇〇円	医療勤務環境改善推進員	月額 二〇六、〇〇〇円
消費生活専門職	月額 一八五、九〇〇円	看護職員免許事務専門職	月額 一八五、九〇〇円
統計調査指導員	日額 七、〇三〇円	衛生関係統計調査・医療従事者免許事務専門職	月額 一八五、九〇〇円
統計調査員	日額 六、九八〇円		

肝炎対策業務専門職	精神保健相談非常勤医師	精神保健指定医	希望が丘こども医療福祉センター非常勤相談員	希望が丘こども医療福祉センター非常勤相談支援専門員	希望が丘こども医療福祉センター非常勤精神保健福祉士	希望が丘こども医療福祉センター非常勤臨床心理士	希望が丘こども医療福祉センター非常勤心理士	希望が丘こども医療福祉センター非常勤臨床検査技師	希望が丘こども医療福祉センター非常勤作業療法士	希望が丘こども医療福祉センター非常勤言語聴覚士	希望が丘こども医療福祉センター非常勤理学療法士	希望が丘こども医療福祉センター非常勤薬剤師	希望が丘こども医療福祉センター非常勤看護師	希望が丘こども医療福祉センター非常勤診療放射線技師		
月額 一八五、九〇〇円	日額 一三、七〇〇円	勤務一回につき 一三、七〇〇円	月額 二〇六、〇〇〇円	月額 二〇六、〇〇〇円	月額 二二一、六〇〇円	日額 一〇、〇〇〇円	月額 一三五、八〇〇円	月額 二二〇、九〇〇円	月額 二二〇、九〇〇円	月額 二二〇、九〇〇円	月額 二二〇、九〇〇円	月額 二二〇、九〇〇円	月額 二二〇、九〇〇円 又は勤務一時間につき 二、〇二〇円	月額 二二〇、九〇〇円 又は勤務一時間につき 二、三〇〇円 (深夜の割増賃金を含む)	月額 二二〇、九〇〇円	
難病対策業務専門職	がん登録業務専門職	心のダイヤル相談員(医師に限る。)	心のダイヤル相談員(医師を除く。)	不妊専門相談医師	不妊専門相談員	保健所非常勤管理栄養士	ひきこもり支援業務専門職	動物愛護管理専門職	保健衛生非常勤獣医師	食肉衛生検査業務専門職	食品衛生監視専門職	薬物乱用防止普及啓発業務専門職	介護報酬専門職	介護保険事業所等指導検査業務専門職	高齢者住宅整備資金貸付金債権管理専門職	身体障害者医学判定非常勤医師
月額 一八五、九〇〇円	月額 二二三、六〇〇円	日額 一三、七〇〇円	月額 二〇六、〇〇〇円	日額 一三、七〇〇円	日額 九、三〇〇円	月額 一三五、四〇〇円	月額 二〇六、〇〇〇円	月額 二四一、一〇〇円	月額 二八五、三〇〇円	月額 二〇〇、六〇〇円	月額 二七一、一〇〇円	月額 二六〇、〇〇〇円	月額 二二七、二〇〇円	月額 一八五、九〇〇円	日額 一三、七〇〇円	

特別児童扶養手当等支給事務非常勤医師	月額	一三、七〇〇円
特別児童扶養手当専門職	月額	一八五、九〇〇円
事業所指定業務専門職	月額	一八五、九〇〇円
身体障害者更生相談所施設管理専門職	月額	一八五、九〇〇円
身体障害者手帳交付事務専門職	月額	一八五、九〇〇円
補装具業務専門職	月額	二〇六、〇〇〇円
障害福祉債権管理専門職	月額	一八五、九〇〇円
療育手帳判定業務専門職	月額	二〇六、〇〇〇円
発達障害者支援センター発達相談員	月額	一三五、八〇〇円
国民健康保険医療指導監査医	月額	一三、七〇〇円
国民健康保険医療給付専門指導員	月額	二二七、二〇〇円
国民健康保険業務専門職	月額	一八五、九〇〇円
地域福祉国保課非常勤医師	月額	一四九、七〇〇円
後期高齢者医療障害認定審査医	月額	二一、八〇〇円
生活保護医療扶助精神科非常勤医師	月額	一三、七〇〇円
生活保護医療扶助非常勤医師	月額	一三、七〇〇円
援護事務専門職	月額	一八五、九〇〇円
生活保護法施行事務監査専門職	月額	一八五、九〇〇円
就労支援員	月額	一八五、九〇〇円
生活保護面接相談員	月額	二〇六、〇〇〇円
戦傷病者相談員	年額	二六、〇〇〇円
戦没者遺族相談員	年額	二六、〇〇〇円
特別弔慰金事務専門職	月額	一八五、九〇〇円
子育て支援企業発掘・指導専門職	月額	一八五、九〇〇円
男女共同参画プラザ管理運営専門職	月額	一八五、九〇〇円
男女共同参画プラザ相談専門職	月額 又は日額	一八五、九〇〇円 七、八〇〇円
結婚支援業務専門職	月額	一八五、九〇〇円
児童扶養手当支給事務非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
児童保護措置費負担金債権管理専門職	月額	一八五、九〇〇円
子ども相談センター非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
児童心理相談員	月額	二二三、六〇〇円
家庭支援子ども電話相談員	月額	二〇六、〇〇〇円
要保護児童対応専門職	月額	二二七、二〇〇円
子ども相談センター保健指導専門職	月額	二二三、六〇〇円

子ども相談センター施設業務専門職	月額 二〇六、〇〇〇円 む)深夜の割増賃金を含
児童虐待対応専門職	月額 二〇六、〇〇〇円
児童虐待対応強化専門職	月額 二二七、二〇〇円
里親対策専門職	月額 二〇六、〇〇〇円
児童相談派遣専門職	月額 二〇六、〇〇〇円
一時保護児童学習指導専門職	月額 二〇六、〇〇〇円
心理判定業務専門職	月額 二〇六、〇〇〇円
女性相談センター非常勤医師	日額 一三、七〇〇円
女性支援電話相談員	月額 一八五、九〇〇円
女性心理相談員	月額 二〇六、〇〇〇円
女性相談員	月額 二二三、六〇〇円
女性支援業務専門職	月額 一八五、九〇〇円
同伴児童指導員	月額 一八五、九〇〇円
わかあゆ学園非常勤医師	日額 一三、七〇〇円
わかあゆ学園非常勤栄養士	月額 七三、八〇〇円
わかあゆ学園施設業務専門職	月額 二〇六、〇〇〇円 む)深夜の割増賃金を含
わかあゆ学園調理業務専門職	月額 一九一、六〇〇円
わかあゆ学園家庭支援専門相談員	月額 二〇六、〇〇〇円
ひとり親自立支援員	月額 一八五、九〇〇円
組合指導業務専門職	月額 一八五、九〇〇円
産業労働業務専門職	月額 一八五、九〇〇円
資金融資業務専門職	月額 一八五、九〇〇円
地域雇用対策専門職	月額 一八五、九〇〇円
障がい者雇用アドバイザー	日額 一〇、五〇〇円
障害者職業訓練コーディネーター	日額 七、九一八円
産業人材育成コーディネーター	日額 七、八六〇円
県外流出防止業務専門職	月額 一八五、九〇〇円
企業立地専門職	月額 一八五、九〇〇円
依頼試験等業務専門職	月額 一八五、九〇〇円
研究開発推進専門職	月額 三三八、二〇〇円
産業技術指導員	月額 二六五、九〇〇円
セラミックス技術指導員	月額 二六五、九〇〇円
向上訓練推進専門職	月額 一八五、九〇〇円

職業訓練指導専門職	月額 二二七、八〇〇円
職業能力開発校施設管理業務専門職	月額 一八五、九〇〇円 む(深夜の割増賃金を含む)
職業能力開発校講師	勤務一回につき 四、〇〇〇円
国際たぐみアカデミー職業能力開発短期大学校非常勤講師	勤務一回につき 一六、五〇〇円
情報科学芸術大学院大学非常勤講師	勤務一回につき 三四、〇〇〇円
情報科学芸術大学院大学情報支援専門職	月額 二七〇、三〇〇円
情報科学芸術大学院大学非常勤司書	月額 一八五、九〇〇円
情報科学芸術大学院大学システム管理業務専門職	月額 一三五、八〇〇円
情報科学芸術大学院大学産業文化研究センター研究員	月額 二八四、一〇〇円
情報科学芸術大学院大学非常勤看護師	月額 二〇六、〇〇〇円
技術支援専門職	月額 二七〇、三〇〇円
観光情報アドバイザー	月額 一八五、九〇〇円
観光物産アドバイザー	月額 二二九、四〇〇円
旅券事務専門職	月額 一八五、九〇〇円
岐阜県競馬管理専門職	月額 六一〇、〇〇〇円
圃場等管理業務専門職	月額 一八五、九〇〇円
農業技術指導員	月額 一八八、〇〇〇円
畜産技術指導員	月額 一八八、〇〇〇円
畜産管理業務専門職	月額 一八五、九〇〇円
酪農管理業務専門職	月額 一八五、九〇〇円
鶏舎管理業務専門職	月額 一八五、九〇〇円
豚舎管理業務専門職	月額 一八五、九〇〇円
水産技術専門職	月額 一八八、〇〇〇円
水産管理業務専門職	月額 一八五、九〇〇円
農業大学校非常勤講師	月額 二三八、一〇〇円 又は勤務一回につき 六、二〇〇円
農業大学校非常勤医師	日額 一三、七〇〇円
農業大学校施設管理業務専門職	月額 一八五、九〇〇円 む(深夜の割増賃金を含む)
農業大学校生等就業支援専門職	月額 二三八、一〇〇円
農業大学校家畜飼育業務専門職	月額 一八五、九〇〇円
国際園芸アカデミー非常勤講師	勤務一回につき 三二、〇〇〇円
国際園芸アカデミー学校施設業務専門職	月額 一八五、九〇〇円
病害虫防除員	日額 二、〇〇〇円
家畜保健衛生業務専門職	月額 二八〇、二〇〇円

国有農地事務専門職	月額	一八五、九〇〇円
農地転用業務専門職	月額	一八五、九〇〇円
国有財産管理人	勤務一回につき	四、六〇〇円
鳥獣被害対策専門指導員	月額	一八五、九〇〇円
ぎふジビエ推進専門指導員	月額	一八五、九〇〇円
土地改良事業許可業務専門職	月額	一八五、九〇〇円
土地改良登記事務専門職	月額	一八五、九〇〇円
土地改良用地事務専門職	月額	一八五、九〇〇円
土地改良技術業務専門職	月額	一八五、九〇〇円
多面的機能支払交付金等事務専門職	月額	一八五、九〇〇円
森林地理情報処理業務専門職	月額	一八五、九〇〇円
森林管理指導専門職	月額	一八五、九〇〇円
林業技術専門職	月額	一八五、九〇〇円
森林文化アカデミー学長	年額	七、三三、二〇〇円
森林文化アカデミー非常勤講師	勤務一回につき	三、〇〇〇円
森林文化アカデミー施設業務専門職	月額	一八五、九〇〇円
森林文化アカデミー学校事務専門職	月額	一八五、九〇〇円
森林文化アカデミー短期技術研修等専門職	月額	一八五、九〇〇円
サポートセンター専門職	月額	一八五、九〇〇円
林木育種事業地管理業務専門職	月額	一八五、九〇〇円
公有林契約事務専門職	月額	一八五、九〇〇円
公有林現地管理専門職	月額	一八五、九〇〇円
土地収用等事業紛争あつせん委員	日額	一〇、〇〇〇円
土地収用等事業紛争仲裁委員	日額	一〇、〇〇〇円
登記事務専門職	月額	一八五、九〇〇円
建設業事務専門職	月額	一八五、九〇〇円
土木技術専門職	月額	一八五、九〇〇円
用地事務専門職	月額	一八五、九〇〇円
道路通行規制管理員	年額	三〇、〇〇〇円
道路管理業務専門職	月額	二二七、二〇〇円
特殊車両通行許可事務専門職	月額	一八五、九〇〇円
道の駅管理業務専門職	月額	一八五、九〇〇円

教育支援相談員	月額 二〇六、〇〇〇円
外国語指導助手（平成二十四年三月三十一日以前に採用された者）	月額 三〇〇、〇〇〇円 ただし、これに租税が課せられる場合には、その租税の額に相当する額を当該金額に加算した額
外国語指導助手（平成二十四年四月一日以後に採用された者）	月額 三三〇、〇〇〇円
スクールカウンセラー	勤務一時間につき 五、〇〇〇円
スクールソーシャルワーカー（スーパーバイザー）	勤務一時間につき 五、〇〇〇円
スクールソーシャルワーカー	勤務一時間につき 三、五〇〇円
スクール相談員	勤務一時間につき 二、〇〇〇円
いじめ問題電話相談業務専門職	月額 二〇六、〇〇〇円
教育相談業務専門職	月額 二〇六、〇〇〇円
外国人児童生徒適応指導員	勤務一時間につき 二、〇〇〇円
通訳支援員	勤務一時間につき 二、〇〇〇円
キャリア教育アドバイザー	勤務一時間につき 二、〇〇〇円
学校支援事務専門職	月額 一八五、九〇〇円
就学支援業務専門職	月額 一八五、九〇〇円
特別支援教育支援員	勤務一時間につき 一、一五〇円
銃砲刀剣類登録審査委員	日額 一〇、〇〇〇円
特別天然記念物カモシカ巡視員	日額 四、五〇〇円
文化財保護巡視員	日額 二、一〇〇円
家庭教育推進専門職	月額 二二七、二〇〇円
図書館司書業務専門職	月額 一八五、九〇〇円
図書館教育普及業務専門職	月額 二〇六、〇〇〇円
図書館管理業務専門職	月額 一八五、九〇〇円
高山陣屋学芸業務専門職	月額 二〇六、〇〇〇円
高山陣屋説明専門職	月額 一九八、四〇〇円
高山陣屋管理業務専門職	月額 一八五、九〇〇円
高山陣屋警備業務専門職	月額 一八五、九〇〇円 （深夜の割増賃金を含む）
博物館学芸業務専門職	月額 二〇六、〇〇〇円
博物館管理業務専門職	月額 一八五、九〇〇円
学校医	年額 四二〇、〇〇〇円
学校歯科医	年額 四二〇、〇〇〇円
学校薬剤師	年額 一五三、〇〇〇円
総括警察安全相談員	月額 三四五、七〇〇円

警察安全相談員	警察情報公開窓口専門職	遺失・拾得物等事務専門職	警察職員健康管理医	警察精神保健相談非常勤医師	警察非常勤医師	総括スクールサポーター兼地域安全活動アドバイザー	スクールサポーター兼地域安全活動アドバイザー	地域安全巡回指導教育専門職	銃砲等行政指導専門職	MSリーダーズ支援アドバイザー	少年相談総括アドバイザー	少年相談アドバイザー	交番相談員	捜査情報分析事務専門職	手口業務専門職	知能犯情報分析事務専門職
月額 二四七、九〇〇円	月額 二二七、八〇〇円	月額 一八五、九〇〇円	月額 一五九、四〇〇円	日額 一三、七〇〇円	日額 一三、七〇〇円	月額 三四五、七〇〇円	月額 二二七、八〇〇円	月額 一九八、四〇〇円	月額 二二七、八〇〇円	月額 二二七、八〇〇円	月額 三四五、七〇〇円	月額 二二七、八〇〇円	月額 二二七、八〇〇円	月額 二二七、八〇〇円	月額 二二七、八〇〇円	月額 二二七、八〇〇円
被害回復・社会復帰アドバイザー	DNA型鑑定業務支援専門職	外国人交通安全教育指導員	交通安全教育専門職	放置違反金徴収専門職	交通聴聞専門職	取消処分者講習専門職	初心運転者講習専門職	運転免許更新事務専門職	総括認知機能検査専門職	警備情報分析事務専門職	警察学校教育参与	警察術科指導専門職	食品安全相談員	契約事務専門職	会計事務専門職	秘書業務専門職
月額 二二七、八〇〇円	月額 二二七、八〇〇円	月額 二〇六、〇〇〇円	月額 一八五、九〇〇円	月額 二二七、八〇〇円	月額 三四五、七〇〇円	月額 二〇六、〇〇〇円	月額 二〇六、〇〇〇円	月額 一八五、九〇〇円	月額 三四五、七〇〇円	月額 二二七、八〇〇円	月額 二三八、一〇〇円	月額 二二七、八〇〇円	月額 二七、一〇〇円	月額 一八五、九〇〇円	月額 一八五、九〇〇円	月額 一八五、九〇〇円

秘書・会計業務専門職	月額 一八五、九〇〇円
育児休業推進職	月額 二八三、八〇〇円
宿日直業務専門職	勤務一回につき、宿直にあつては九、四〇〇円（深夜の割増賃金を含む）、日直にあつては五、八五〇円 ただし、勤務時間が五時間未満の日直の場合は、三、八〇〇円
翻訳・通訳専門職	月額 二五二、一〇〇円
国際交流員（平成二十四年三月三十一日以前に採用された者）	月額 三〇〇、〇〇〇円 ただし、これに租税が課せられる場合にはその租税の額に相当する額を当該金額に加算した額
国際交流員（平成二十四年四月一日以後に採用された者）	月額 三三〇、〇〇〇円
調理業務専門職	月額 一九一、六〇〇円

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十六号

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県知事部局職員定数規則（昭和三十三年岐阜県規則第二十八号）の一部を次のよ

うに改正する。
別表を次のように改める。
別表（第一条関係）

区	分	定	数
知事直轄組織			三三三人
総務部			四三五人
清流の国推進部			一一一人
危機管理部			六〇人
環境生活部			二四六人
健康福祉部			八〇一人
商工労働部（情報科学芸術大学院大学を除く。）			三二六人
農政部			七三三人
林政部			二五六人
県土整備部			五八九人
都市建築部（企業会計職員を除く。）			一五三人
出納事務局			三四人
情報科学芸術大学院大学	計		三、七七七人
都市建築部（企業会計職員に限る。）	計		二九人
計			六五人
計			九四人
計			三、八七一人

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十七号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二可茂県事務所長の部一の項第一号中「中濃保健所」を「可茂保健所」に改める。
別表第三県事務所長の部十の項を次のように改める。

十 削除

別表第三県事務所長の部十二の項から十五の項までを次のように改める。

十二から十五まで 削除

別表第三県事務所長の部十七の項の次に次のように加える。

<p>十七の二 岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例(平成二十七年岐阜県条例第七号。以下この項中「条例」という。)及び岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例施行規則(平成二十七年岐阜県規則第五号。以下この項中「規則」という。)の施行に関する事務</p>	<p>1 条例第三条第一項及び第四条第一項の事業税の不均一課税に係る認定をすること。 2 規則第三条第三項(規則第四条第三項において準用する場合を含む。)の事業税の不均一課税に係る不認定の決定及び申請者への通知をすること。 3 規則第三条第四項(規則第四条第三項において準用する場合を含む。)の規定により県税事務所に長に通知すること。 4 第一号の認定を変更し、又は取り消すこと。</p>
---	--

別表第三県事務所長の部十九の項第二十五号中「特定粉じん排出等作業の」の下に「実施の」を加え、同項第二十七号中「第十八条の十八」を「第十八条の十九」に改め、同部二十三の項第一号中「許可申請」を「許可の申請書の提出」に改め、同項第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同項第七号中「一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請を受けること及び一般廃棄物」を「一般廃棄物又は産業廃棄物」に改め、同部第六号を第七号とし、第九号を削り、同部第十号中「更新の認定申請」を「認定の更新の申請」に改め、同部第八号とし、同項第十一号を同項第九号とし、同項第十二号中「読み替えて」を削り、「の内容が技術上の基準に適合していないと認められるときの」を「に係る」に改め、同部第十号とし、同項第十三号を第十一号とし、第十四号を第十二号とし、第十五号を第十三号とし、第十六号及び第十七号を削り、第十八号を第十四号とし、第十九号から第二十八号までを四号ずつ繰り上げ、同項第二十九号中「報告書」の下に「の提出」を加え、同部を同項第二十五号とし、同項第三十号を第二十六号とし、第三十一号から第四十号までを四号ずつ繰り上げ、同項第四十一号中「第十五条第一項」を「第十五条第二項」に、「許可申請」を「許可の申請書の提出」に改め、同部を同項第三十七号とし、同項第四十二号を第三十八号とし、第四十三号を第三十九号とし、第四十四号を第四十号とし、第四十五号を削り、第四十六号を第四十一号とし、第四十七号を第四十二号とし、第四十八号を削り、同項第四十九号中「更新の認定申請」を「認定の更新の申請」に改め、同部を同項第四十三号とし、同項第五十号を第四十四号とし、第五十一号から第五十四号までを六号ずつ繰り上げ、第五十五号を削り、第五十六号を第四十九号とし、同項第五十七号中「申請」を「申請書の提出」に改め、同部を同項第五十号とし、同項第五十八号を第五十一号とし、第五十九号を第五十二号とし、同項第六十号中「通知をする」を「通知書を交付する」に改め、同部を同項第五十三号とし、同項第六十一号中「報告」を「報告書の提出」に改め、同部を同項第五十四号とし、同部の次に次の三号を加える。

55 省令第五条の三第一項の規定により一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請書の提出を受けること。

56 省令第五条の五の二第一項(省令第五条の五の四において準用する場合を含む。)の規定により一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請書の提出を受けること。

57 省令第五条の五の五第一項の規定により熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請書の提出を受けること。

別表第三県事務所長の部二十三の項第六十二号中「報告」を「報告書の提出」に改め、同部を同項第五十八号とし、同部の次に次の三号を加える。

59 省令第五条の十の二第一項の規定により市町村の設置に係る一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請書の提出を受けること。

60 省令第五条の十一第一項の規定により一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申

<p>五十六 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号、以下この項中「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>61 請書の提出を受けること。 62 省令第五条の十二第一項の規定により法人の合併又は分割の許可の申請書の提出を受けること。 別表第三県事務所長の部二十三の項第六十三号中「届出」を「届出書の提出」に改め、同号を同項第六十二号とし、同項中第六十四号を削り、第七十号を第七十三号とし、第六十六号から第六十九号までを三号ずつ繰り下げ、同項中第六十五号を第六十三号とし、同号の次に次の五号を加える。 64 省令第十二条の十一の二第一項（省令第十二条の十一の四において準用する場合を含む。）の規定により産業廃棄物の最終処分場の廃止の申請書の提出を受けること。 65 省令第十二条の十一の五第一項の規定により熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る認定の申請書の提出を受けること。 66 省令第十二条の十一の十二第一項の規定により産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請書の提出を受けること。 67 省令第十二条の十一の十三第一項の規定により法人の合併又は分割の許可の申請書の提出を受けること。 68 細則第三条第一項の規定により再生利用業の個別の指定の申請を受けること。 別表第三県事務所長の部三十の項第一号及び第二号中「規定による」を「規定により」に改め、同項第三号中「準用する」を「読み替えて準用する」に改め、同項第四号から第十五号までの規定中「規定による」を「規定により」に改め、同項第十六号中「第十九条第一項の規定による」を「第十九条第二項の規定により」に、「申請」を「申請書の提出」に改め、同項第十七号中「第三十四条第一項の規定による」を「第三十四条の規定により」に改め、同項第十八号中「規定による」を「規定により」に改め、同部に次のように加える。</p>
<p>五十七 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号、以下この項中「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第十九条第一項の規定により報告を求め、又は職員に立入検査等をさせること。 2 法第二十条の規定により改善勧告をすること。</p> <p>別表第三県事務所長及び自動車税事務所長の部一の項第四号中「受理し、及び」を受けること及び「に、」第五条を「第五条第一項」に改め、同項第五号中「届出を受理する」を「届本の提出を受けること及び当該規約の届本を送付する」に改め、同項第六号中「に規定する」を「の規定により」に改め、同表保健所長の部七の項第一号中「及び第十五条の二第一項」を削り、同項中第六十六号を第八十六号とし、第六十三号から第六十五号までを二十号ずつ繰り下げ、同項第六十二号中「消毒等」を「検体等の提出命令等」に改め、同号を同項第八十号とし、同号の次に次の二号を加える。 81 法第五十条の二第一項の規定により健康状態の報告を求めること。 82 法第五十条の二第二項の規定により感染の防止に必要な協力を求めること。 別表第三保健所長の部七の項中第六十一号を第七十九号とし、第六十号を削り、第五十九号を第七十八号とし、第五十八号を第七十七号とし、第五十七号を第七十六号とし、同項第五十六号中「聴取書」の下に「の提出」を加え、同号を同項第七十五号とし、同項第五十五号中「職員」を「説明を行い、職員」に改め、同号を同項第七十四号とし、同項中第五十四号を第七十三号とし、第五十三号を第七十二号とし、同項第五十二号中「入院し、又は入院させるべきこと」を「入院すべきこと等」に改め、同号を同項第七十一号とし、同項中第五十一号を第七十号とし、同項第五十号中「受け、又は受けさせるべきこと」を「受けるべきこと等」に改め、同号を同項第六十九号とし、同項第四十九号中「指定医療機関」の下に「の管理者」を加え、「請求し、検査する」を「求め、</p>

- 1 法第十五条第一項及び第二項の規定により報告等を命じ、又は職員に質問させること。
- 2 法第五十六条第一項の規定により報告等を命じ、出頭を求め、又は職員に質問若しくは立入検査をさせること。
- 3 法第五十七条第一項の規定により適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告すること。
- 4 法第五十七条第二項の規定により公表すること。
- 5 法第五十七条第三項の規定により勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 6 法第五十八条第四項の規定により報告等を命ずること。
- 7 法第五十八条第五項及び第六項の規定により市町村長に通知すること。

職員に検査させる」に改め、同号を同項第六十三号とし、同号の次に次の五号を加える。

64 法第四十四条の三第一項の規定により健康状態の報告を求めること。

65 法第四十四条の三第二項の規定により感染の防止に必要な協力を求めること。

66 法第四十四条の七第一項の規定により検体を提出し、又は検体の採取に応じるべきことを勧告すること。

67 法第四十四条の七第三項の規定により職員に検体を採取させること。

68 法第四十四条の七第五項の規定により検査を実施すること。

別表第三保健所長の部七の項中第四十八号を第六十二号とし、第四十七号を第六十一号とし、第四十六号を第六十号とし、同項第四十五号中「第三十七條第三項」の下に「法第四十二條第二項において準用する場合を含む。」を加え、同号を同項第五十九号とし、同項第四十四号中「第三十六條第三項」を「第三十六條第四項（法第五十條第六項において準用する場合を含む。）」に改め、「（法第五十條第四項において準用する場合を含む。）」を削り、同号を同項第五十八号とし、同項第四十三号を第五十七号とし、同項第四十二号中「第五十條第三項」を「第五十條第五項」に改め、同号を同項第五十六号とし、同項第四十一号を第五十五号とし、第三十六号から第四十号までを十四号ずつ繰り下げ、同項第三十五号中「第三十條第二項」を「第三十條第二項ただし書」に改め、同号を同項第四十九号とし、同項第三十四号を第四十八号とし、第三十三号を第四十七号とし、同項第三十二号中「所有者」を「所持者」に改め、同号を同項第四十六号とし、同項第三十一号を第四十五号とし、第二十八号から第三十号までを十四号ずつ繰り下げ、第二十七号を第三十五号とし、同号の次に次の六号を加える。

36 法第二十六条の三第一項の規定により検体等を提出すべきことを命ずること。

37 法第二十六条の三第三項の規定により職員に検体等を収去させること。

38 法第二十六条の三第五項（法第五十條第二項において準用する場合を含む。）の規定により検査を実施すること。

39 法第二十六条の四第一項の規定により検体を提出し、又は検体の採取に応ずべきことを命ずること。

40 法第二十六条の四第三項の規定により職員に検体を採取させること。

41 法第二十六条の四第五項（法第五十條第三項において準用する場合を含む。）の規定により検査を実施すること。

別表第三保健所長の部七の項第二十六号中「こと」の下に「法第二十六条及び第四十九條の二において準用する場合を含む。」次号において同じ。」を加え、同号を同項第

三十四号とし、同項第二十五号を削り、第二十四号を第三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

33 法第二十四条第三項の規定により諮問及び意見の聴取をすること。

別表第三保健所長の部七の項中第二十三号を削り、第二十二号を第三十一号とし、第二十一号を第三十号とし、第二十号を第二十九号とし、同項第十九号中「聴取書」の下に「の提出」を加え、同号を同項第二十八号とし、同項第十八号中「職員」を「説明を行い、職員」に改め、同号を同項第二十七号とし、同項第十七号を第二十六号とし、第十六号を第二十五号とし、第十五号を第二十四号とし、同項第十四号中「入院し、又は入院させるべきこと」を「入院すべきこと等」に改め、「すること」の下に「法第二十六条において準用する場合を含む。」次号から第三十二号までにおいて同じ。」を加え、同号を同項第二十三号とし、同項第十三号を第二十二号とし、第十二号を第二十一号とし、同項第十一号中「入院し、又は入院させるべきこと」を「入院すべきこと等」に、「第二十七号」を「第二十二号」に改め、同号を同項第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

20 法第十九條第二項の規定により説明を行うこと。

別表第三保健所長の部七の項中第十号を第十八号とし、第九号を第十七号とし、第八号を第十六号とし、第七号を削り、第六号を第十五号とし、第四号及び第五号を削り、第三号を第十四号とし、同項第二号中「受け、又は受けさせるべきこと」を「受けるべきこと等」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第一号の次に次の十一号を加える。

2 法第十五條第三項の規定により職員に検体等を提出し、又は検体の採取に応じるべきことを求めさせること。

3 法第十五條第四項の規定により検査を実施すること。

4 法第十五條の二第一項の規定により職員に質問させ、又は必要な調査をさせること。

5 法第十五條の三第一項の規定により報告を求め、又は職員に質問させること。

6 法第十五條の三第二項の規定により職員に質問させ、又は必要な調査をさせること。

7 法第十六條の二の規定により措置を定め、協力を求めること。

8 法第十六條の三第一項の規定により検体を提出し、又は検体の採取に応じるべきことを勧告すること。

9 法第十六條の三第三項の規定により職員に検体を採取させること。

<p>10 法第十六条の三第五項の規定により勧告等の理由等を書面により通知すること (法第二十三条、第四十四条の七第九項、第四十五条第三項及び第四十九条において準用する場合を含む。次号において同じ。)</p> <p>11 法第十六条の三第六項の規定により勧告等の理由等を記載した書面を交付すること。</p> <p>12 法第十六条の三第七項の規定により検査を実施すること。 別表第三保健所長の部十五の二の項第二号から第四号までの規定中「規定による」を「規定により」に改め、同項第七号中「第三十四条第一項の規定による」を「第三十四条の規定により」に改め、同部十八の項中「中濃保健所長」を「可茂保健所長」に改め、同部二十七の項第八号中「第二十七条第一項」の下に「(法第三十二条第三項において準用する場合を含む。)」を加え、「所属職員」を「職員」に改め、同部に次のように加える。</p> <p>四十一 産業競争力強化法 (平成二十五年法律第九十八号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>1 法第二百一十一条第五項及び第二百一十二条第四項の同意をすること(旅館業法第三条第一項の許可に係るものに限る。)</p>
<p>別表第三岐阜地域福祉事務所長の部に次のように加える。</p> <p>十九 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (以下この項中「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>1 法第十九条第一項の規定により報告を求め、又は職員に立入検査等をさせること。 2 法第二十条の規定により改善勧告をすること。</p>
<p>二十 子ども・子育て支援法 (以下この項中「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>1 法第十五条第一項及び第二項の規定により報告等を命じ、又は職員に質問させること。 2 法第五十六条第一項の規定により報告等を命じ、出頭を求め、又は職員に質問若しくは立入検査をさせること。 3 法第五十七条第一項の規定により適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告すること。 4 法第五十七条第一項の規定により公表すること。</p>

<p>5 法第五十七条第三項の規定により勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。 6 法第五十八条第四項の規定により報告等を命ずること。 7 法第五十八条第五項及び第六項の規定により市町村長に通知すること。</p>	<p>別表第三農林事務所長の部三の項第一号中「第七十二条の十二の六」を「第七十二条の二十二」に改め、同項第二号中「第七十二条の十二の八第三号」を「第七十二条の二十四第三号」に改め、同項第三号中「第七十二条の十三第二項、第七十二条の十六第四項、第七十二条の十七第二項、第七十二条の十八第三項、第七十二条の十八の十及び第七十二条の十二」を「第七十二条の二十九第二項」に改め、「設立、解散、合併、清算終了及び組織変更」を削り、同項中第十号を第十四号とし、第六号から第九号までを四号ずつ繰り下げ、第五号を削り、同項第四号中「第七十二条の十八の九第三項」を「第七十二条の四十三第三項」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の二号を加える。</p> <p>8 法第七十二条の四十四の規定により農事組合法人の清算終了の届出を受けること。 9 法第七十三条の十(法第八十条において準用する場合を含む。)の規定により農事組合法人の株式会社又は一般社団法人への組織変更の届出を受けること。 別表第三農林事務所長の部三の項第三号の次に次の三号を加える。 4 法第七十二条の三十二第四項の規定により農事組合法人の成立の届出を受けること。 5 法第七十二条の三十四第二項及び第七十三条第四項において準用する第六十四条の三第三項の規定により農事組合法人の解散等の届出を受けること。 6 法第七十二条の三十五第三項の規定により農事組合法人の合併の届出を受けること。</p> <p>別表第三農林事務所長の部十四の項の次に次のように加える。</p> <p>十四の二 組合等登記令(昭和三十九年政令第二十九号。以下この項中「令」という。)の施行に関する事務</p> <p>1 令第十四条第四項及び第二十六条第一項の規定により農事組合法人の解散の登記を囑託すること。</p> <p>別表第三土木事務所長の部二の項第四号中「建設業」を「岐阜県知事の建設業」に改</p>
--	--

め、「又は確認書」を削り、同部六の項第九号中「こと」の下に「(発電のためにする場合及び河川法施行規則(昭和四十年建設省令第七号)第三十九条の規定により許可の同時申請が行われるもののうち委任事項以外のものを含む場合を除く。第十一号、第十三号、第十四号及び第二十二号において同じ。)」を加え、同項第二十号中「第四十六条」を「第四十六条第一項」に、「ダム操作状況等」を「ダムの操作状況」に改め、同項第二十二号中「(河川法施行規則(昭和四十年建設省令第七号)第三十九条の規定により許可の同時申請が行われるもののうち委任事項以外のものを含む場合を除く。)」を削り、同項第四十五号中「第三十七号」を「第四十号」に改め、同項第五十二号中「第五条」を「第五条第一項」に改め、同表建築事務所長の部二の項第一号中「第六条の第十項」を「第六条の第二項」に、「規定による報告」を「規定により報告書の提出」に改め、同項第二号中「第六条の第二十一項の規定による通知を行う」を「第六条の第二項の規定により通知する」に改め、同項第三号中「第六条の第二十二項の規定による」を「第六条の第二十七項の規定により」に改め、同項第四号中「規定による報告」を「規定により報告書の提出」に改め、同項第五号中「規定による」を「規定により」に改め、同項第六号中「規定による報告」を「規定により報告書の提出」に改め、同項第七号中「規定による」を「規定により」に改め、同項第八号中「第十八条第二十二項第一号」を「第十八条第二十四項第一号」に改め、同項第二十一号及び第二十二号中「定期報告書を受領する」を「定期報告書を受け」に改め、同項第二十四号中「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に改め、同項第二十五号中「第十三条第一項」の下に「及び法第十五条の第二項(法第七十七条の第三十一第五項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第二十六号中「第十八条第二十三項」を「第十八条第二十五項」に改め、同項第五十一号を削り、同項中第五十二号を第五十一号とし、第五十三号から第六十八号までを一号ずつ繰り上げ、同項第六十九号中「第十条」を「第十条第三項」に改め、同項第七十号を第六十九号とし、第七十一号から第八十号までを一号ずつ繰り上げ、同項第八十一号中「減額又は」を「減額し、又は」に改め、同項を同項第八十号とし、同項中第八十二号を第八十一号とし、同部三の項第三号中「都市計画区域内の」を削り、同項第十六号中「第四十七条」を「第四十七条第五項」に改め、同部六の二の項第一号中「都市建築部公共建築住宅課」を「都市建築部公共建築課」に改め、同部十三の項第二号中「準用する」を「読み替えて準用する」に改め、「第八号」を「第七号」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同項第八号中「立入検査をする」を「職員に立入検査をさ

せる」に改め、同項を同項第七号とし、同項中第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同項第十二号中「立入検査をする」を「職員に立入検査をさせる」に改め、同項を同項第十一号とし、同項第十三号を第十二号とし、同項第十四号中「第十六号」を「第十五号」に改め、同項を同項第十三号とし、同項第十五号を第十四号とし、第十六号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十七号中「立入検査をする」を「職員に立入検査をさせる」に改め、同項を同項第二十六号とし、同項中第二十八号を第二十七号とし、同部十九の項第三号中「第五十四条第三項」の下に「(法第五十五条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同部に次のように加える。

二十 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
(平成二十七年法律第五十三号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務

- 1 法第三十条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定をすること。
- 2 法第三十条第三項(法第三十一条第二項において準用する場合を含む。)(の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画を建築主事に通知すること。
- 3 法第三十一条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定をすること。
- 4 法第三十二条の規定によりエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況に関する報告を求めること。
- 5 法第三十三条の規定により改善に必要な措置を命ずること。
- 6 法第三十四条の規定により計画の認定を取り消すこと。
- 7 法第三十六条第二項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定をすること。
- 8 法第三十七条の規定により基準適合認定建築物に係る認定を取り消すこと。
- 9 法第三十八条第一項の規定により報告させ、又は職員に立入検査をさせること。
- 10 法第三十八条第二項において準用する法第三十七条第二項に規定する証明書を交付すること。

別表第三流域浄水事務所長の部七の項第一号中「第一種特定化学物質」を「第一種指定化学物質」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十八号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表秘書課の項中、「副知事秘書係」を「知事秘書係 副知事秘書係 政策係、行啓係」に改め、同条第二項の表秘書課の項第四号から第八号までを削り、同条第三項及び第四項を削る。

第五条第一項の表法務・情報公開課の項中「文書・情報公開係」の下に「審理係」を加え、同表税務課の項中「管理調整係」を「管理収納係」に改め、同表管財課の項中「庁舎係、財産管理係、県庁舎再整備企画調整係、県庁舎再整備推進係、財産企画係」を「財産企画係、財産管理係、庁舎係」に改め、同表情報企画課の項中「地域情報化係、情報システム係、番号制度準備係」を「情報システム係、地域情報化係、社会保障・税番号制度係」に改め、同条第二項の表法務・情報公開課の項中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十一 審査請求の審理に関すること。

第五条第二項の表情報企画課の項中第四号から第六号までを削り、同項第三号を第六号とし、同項第二号中「他の所掌に属するものを除く。第四号において同じ。」を削り、同号を同項第五号とし、同項第一号の次に次の三号を加える。

二 情報セキュリティ対策の推進に関すること。

三 情報システムの集中管理に関すること（他の所掌に属するものを除く。第五号において同じ。）。

四 行政情報ネットワークの管理運用に関すること。

第五条第二項の表情報企画課の項に次の一号を加える。

七 社会保障・税番号制度の推進に関すること。

第五条に次の二項を加える。

3 管財課に本庁課内室（本庁の課に置く室をいう。以下同じ。）として県庁舎建設室を置き、同室の事務を分掌させるため、同室に企画係、推進係、建築係及び設備係を置く。

4 前項に規定する県庁舎建設室の分掌事務は、第二項の表管財課の項第三号に掲げる事務とする。

第六条第一項の表地域スポーツ課の項の次に次のように加える。

全国レクリエーション大会 総務係、式典係、連携係、運営係
会推進事務局

第六条第二項の表清流の国づくり政策課の項中第二十号を第二十六号とし、第十一号から第十九号までを六号ずつ繰り下げ、第十号を第十一号とし、同号の次に次の五号を加える。

十一 全国知事会に関すること。

十三 地方分権に関すること。

十四 他県等との広域連携に関すること。

十五 中部圏開発整備に関すること。

十六 TPP対策の総合調整に関すること。

第六条第二項の表清流の国づくり政策課の項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 イベント運営支援に関すること。

第六条第二項の表地域スポーツ課の項第五号を削り、同項の次に次のように加える。

全国レクリエーション大会 全国レクリエーション大会に関すること。
会推進事務局

第六条第三項の表地域スポーツ課の項を削り、同条第四項の表地方創生室の項中「第七号から第十号」を「第八号から第十六号」に改め、同表移住定住まちづくり室の項中「第十一号から第十七号」を「第十七号から第二十三号」に改め、同表全国レクリエー

シヨソ大会推進室の項を削る。

第六条の二第二項の表危機管理政策課の項第八号中「消防防災」の下に「災害救助を含む。」を加え、同項第十三号中「緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム及び」を削り、同条第三項の表危機管理政策課の項中「防災情報調整係」を削る。

第七条第一項の表環境生活政策課の項中「生活・交通安全係」の下に「コミュニティ・生涯学習係」を加え、同表文化振興課の項中「文化施設係、新文化企画係」を「文化振興係、文化施設係」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第八条第一項の表地域医療推進課の項中「地域医療推進課」を「医療福祉連携推進課」に、「医師確保係、県立病院・看護大学法人係、在宅医療係」を「医療人材確保係、在宅医療福祉係、障がい児者医療推進係」に改め、同表保健医療課の項中「生活習慣病対策係、健康増進係」を「がん対策・健康増進係」に改め、同表地域福祉国保課の項中「国民健康保険係」を削り、「社会援護係」の下に「国保業務管理係、国保改革準備係」を加え、同表子ども家庭課の項中「家庭支援係」の下に「基盤整備係」を加え、同条第二項の表医療整備課の項中第十一号を次のように改める。

十一 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院に関する事。

第八条第二項の表医療整備課の項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 公立大学法人岐阜県立看護大学に関する事。

第八条第二項の表地域医療推進課の項中「地域医療推進課」を「医療福祉連携推進課」に改め、同項第一号中「医師確保」を「医療人材確保」に改め、同項第二号を次のように改める。

二へき地医療に関する事。

第八条第二項の表地域医療推進課の項第三号を削り、同項第四号中「在宅医療」の下に「介護連携の推進」を加え、同号を同項第三号とし、同項第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同表保健医療課の項第七項中「関する事」の下に「障害福祉サービスに関する事を除く。」を加え、同項第十六号中「関する事」の下に「健康保持増進効果等並びに」を加え、同表子ども家庭課の項中第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 性暴力被害者支援に関する事。

第八条第三項中「健康福祉部内」の下に「本庁部内局（本庁の部に置く局をいう。以下同じ。）として」を加え、同条第五項及び第六項を次のように改める。

5 生活衛生課に、本庁課内室として食品安全推進室を置き、同室の事務を分掌させるため、同室に食品指導係及び食品安全対策係を置く。

6 前項に規定する食品安全推進室の分掌事務は、第二項の表生活衛生課の項第一号、第三号及び第十五号から第二十号までに掲げる事務とする。

第九条第一項の表労働雇用課の項中「雇用対策係」を削り、同表地域産業課の項中「海外展開促進係」を削り、同表観光企画課の項中「観光拠点整備係」を「歴史観光係」に改め、同表国際戦略推進課の項中「国際戦略推進課」を「国際課」に、「国際戦略係」を「国際連携係」に改め、同条第二項の表商業・金融課の項第三号中「小規模企業者等設備導入資金」を「中小企業者等設備導入資金」に改め、同表労働雇用課の項第二号中「労働組合」を「労働者団体及び使用者団体との連携」に改め、同項第三号中「任命」を「任免」に改め、同項第四号中「に係る教育」を「制度に関する啓発」に改め、「並びに個別的労使紛争のあっせん等」を削り、同項第五号を次のように改める。

五 就労の支援及び雇用の促進に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。

第九条第二項の表労働雇用課の項第六号から第八号までを削り、同表地域産業課の項第一号中「第六号」を「第四号及び第六号」に改め、同表観光企画課の項に次の二号を加える。

七 歴史観光（関ヶ原古戦場等）に関する事。

八 海外戦略の総括及び関連事業の実施に関する事。

第九条第二項の表国際戦略推進課の項中「国際戦略推進課」を「国際課」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「商工労働部内」の下に「本庁部内局として」を加え、同条第四項中「国際戦略推進課」を「国際課」に改め、同条第五項の表に次のように加える。

観光企画課	海外戦略推進室	海外戦略推進係
-------	---------	---------

第九条第六項の表に次のように加える。

海外戦略推進室	第二項の表観光企画課の項第八号に掲げる事務
---------	-----------------------

第十条第一項の表農村振興課の項の次に次のように加える。

里川振興課

管理調整係、里川振興係

第十条第二項の表農政課の項第四号中、「第十一号及び第十五号」を「及び第九号」に改め、同項中第八号から第十三号までを削り、第十四号を第八号とし、第十五号から第十九号までを六号ずつ繰り上げ、同表農業経営課の項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 全国農業担い手サミットに関すること。

第十条第二項の表農村振興課の項第七号中「農業会議」を「農業委員会ネットワーク機構」に改め、同項の次に次のように加える。

- 一 世界農業遺産「清流長良川の鮎」の保全、継承及び活用に関すること。
- 二 長良川システムの国際的な普及促進に関すること。
- 三 水産業協同組合の支援に関すること。
- 四 内水面漁場管理委員会に関すること。
- 五 水産業の振興及び漁業調整に関すること。
- 六 漁業の免許、許可等に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 七 水産物の生産、流通及び消費に関すること。
- 八 一般財団法人岐阜県魚苗センターに関すること。

第十条第三項の表農政課の部水産振興室の項を削り、同表農業経営課の部担い手対策室の項中、「全国農業担い手サミット企画係、全国農業担い手サミット地域係」を削り、同項の次に次のように加える。

農業担い手サミット推進室 総務企画係、式典運営係、地域係

第十条第三項の表に次のように加える。

里川振興課 水産振興室 水産係

第十条第四項の表水産振興室の項を削り、同表担い手対策室の項の次に次のように加える。

農業担い手サミット推進 第二項の表農業経営課の項第八号に掲げる事務

室

第十条第四項の表に次のように加える。

水産振興室 第二項の表里川振興課の項第三号から第八号までに掲げる事務

第十一条第一項の表恵みの森づくり推進課の項中「緑化運動係、水源林保全係」を「木育推進係、緑化・水源林保全係」に改め、同表県産材流通課の項中「木材生産係」を「資源活用係」に改め、同表森林整備課の項中「技術支援係」を「森林経営係」に改め、同表「全国育樹祭推進事務局」の項を削り、同条第二項の表恵みの森づくり推進課の項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 木育の推進に関すること。

第十一条第二項の表全国育樹祭推進事務局の項を削る。

第十二条第一項の表建設政策課の項中「建設業係」を削り、同表技術検査課の項中「建設情報係」の下に「建設業係」を加え、同条第二項の表建設政策課の項中第六号から第八号までを削り、第九号を第六号とし、第十号から第十二号までを三号ずつ繰り上げ、同表技術検査課の項に次の三号を加える。

九 建設業に関すること。

十 建設工事等の契約事務に係る調査指導に関すること。

十一 浄化槽工事業及び解体工事業に関すること。

第十三条第一項の表下水道課の項中「企画管理係、事業係」を「流域下水道係、公共下水道係」に改め、同表公共建築住宅課の項中「公共建築住宅課」を「公共建築課」に改め、「県営住宅係、住宅企画係、公営住宅係」を削り、同項の次に次のように加える。

住宅課 管理調整係、住宅企画係、県営住宅係、公営住宅係

第十三条第二項の表公共建築住宅課の項中「公共建築住宅課」を「公共建築課」に改め、同項中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号を第二号とし、第六号を第三号とし、第七号を削り、同項の次に次のように加える。

住宅課 一 住生活の安定確保及び向上促進に関すること。

- 二 住宅ストックの活用に関する事。
- 三 公営住宅、県営住宅等に関する事。
- 四 岐阜県住宅供給公社に関する事。

第十三条第二項の表都市公園課の項第一号中「都市公園」を「県営都市公園の管理運営、整備及び活用推進」に、「岐阜メモリアルセンター」を「次号及び他の所掌に属するもの」に改め、同項に次の二号を加える。

- 二 花フェスタ記念公園の企画推進に関する事。
- 三 都市公園に係る国、市町村等との調整に関する事。
- 第十三条第二項の表公共交通課の項に次の一号を加える。
- 六 リニア推進事務所に関する事。

第十三条第三項中「都市建築部内」の下に「本庁部内局として」を加え、同条第五項及び第六項を次のように改める。

5 次の表の上欄に掲げる課に、本庁課内室として同表の中欄に掲げる室を置き、当該室の事務を分掌させるため、当該室にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	室	係
都市公園課	花フェスタ記念公園企画推進室	企画推進係
公共交通課	リニア推進室	リニア推進係

6 前項に規定する本庁課内室の分掌事務は、次の表のとおりとする。

室	分掌事務
花フェスタ記念公園企画推進室	第二項の表都市公園課の項第一号に掲げる事務
リニア推進室	第二項の表公共交通課の項第三号及び第六号に掲げる事務

第十四条第三項の表出納管理課の項中「財務会計システム調整係」を削る。

第十八条第一項中「健康福祉部」を「環境生活部」に改め、同条第二項中「健康福祉部」を削り、「危機管理部」の下に「環境生活部」を加える。

第十八条の二を次のように改める。

第十八条の二 本庁部内局に局長を置く。
2 局長は、上司の命を受け、その部内局の分掌事務を掌理する。
第十八条の三及び第十八条の四を削る。

第十八条の五中「子ども・女性局長、観光国際局長及び都市公園整備局長」を「局長」に、「子ども・女性局長、観光国際局長及び都市公園整備局長」を「本庁部内局」に改め、同条を第十八条の三とする。

第二十条第一項の表一の項中「全国育樹祭推進事務局」を「全国レクリエーション大会推進事務局」に改め、同条中第四項を削り、同条第五項中「総括的」を削り、同項を同条第四項とする。

第二十三条中「事務」の下に「その他特に命ぜられた事務」を加える。
第二十三条の二を削る。

第二十四条の表清流の国推進部の部前に次のように加える。

総務部	次長(情報化推進担当)	一人	上司の命を受け、情報化の推進その他特に命ぜられた事務について、各部等との総合的な調整を行い、これを総括的に処理する。
-----	-------------	----	--

第二十四条の表清流の国推進部の部全国レクリエーション大会総括監の項を削り、同表危機管理部の部の次に次のように加える。

健康福祉部	次長(医療・保健担当)	一人	上司の命を受け、健康及び保健衛生その他特に命ぜられた事務について、各部等との総合的な調整を行い、これを総括的に処理する。
-------	-------------	----	--

第二十六条第一項の表人事課の部の次に次のように加える。

法務・情報公開課	審理監	一人	上司の命を受け、不服申立てに係る審理手続に関する事務を処理する。
----------	-----	----	----------------------------------

第二十六条第一項の表管財課の部県庁舎再整備企画監の項を削り、同部の次に次のように加える。

情報企画課	情報システム管	一人	上司の命を受け、地域情報化及び社
-------	---------	----	------------------

理監	会保障・税番号制度に関し特に命ぜられた事務を処理する。
----	-----------------------------

第二十六条第一項の表地域スポーツ課の部地域スポーツ推進監の項中「地域スポーツ推進監」を「スポーツ誘致推進監」に、「地域スポーツ及びスポーツコミッション」を「スポーツコミッション及び地域スポーツの推進」に改め、同部の次に次のように加える。

全国レクリエーション大会推進事務局	連携調整監	一人	上司の命を受け、全国レクリエーション大会に係る連携調整に関し特に命ぜられた事務を処理する。
地域連携監		七人	上司の命を受け、全国レクリエーション大会に係る地域連携及び市町村支援に関し特に命ぜられた事務を処理する。

第二十六条第一項の表医療整備課の部看護企画監の項中「看護企画監」を「看護対策監」に改め、同表地域医療推進課の部中「地域医療推進課」を「医療福祉連携推進課」に改め、同部医師確保対策監の項中「医師確保対策監」を「医療人材対策監」に、「医師確保対策の」を「医療人材確保対策の」に改め、同部在宅医療推進監の項中「在宅医療推進監」を「在宅医療福祉推進監」に、「在宅医療の」を「在宅医療・介護連携の」に改め、同表障害福祉課の部の次に次のように加える。

地域福祉国保課	国保制度改革対策監	一人	上司の命を受け、国民健康保険制度改革に関し特に命ぜられた事務を処理する。
---------	-----------	----	--------------------------------------

第二十六条第一項の表子ども家庭課の部の次に次のように加える。

企業誘致課	企業人材確保対策監	一人	上司の命を受け、企業人材確保対策に関し特に命ぜられた事務を処理する。
-------	-----------	----	------------------------------------

第二十六条第一項の表新産業振興課の部新産業企画監の項を削り、同部の次に次のように加える。

観光企画課	歴史観光推進監	一人	上司の命を受け、歴史観光の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。
-------	---------	----	-----------------------------------

第二十六条第一項の表笠松競馬支援室の部の次に次のように加える。

農産物流通課	販売戦略企画監	一人	上司の命を受け、県産農産物の販売戦略に関し特に命ぜられた事務を処理する。
--------	---------	----	--------------------------------------

第二十六条第一項の表農業経営課の部の次に次のように加える。

農業担い手サミット推進監		一人	上司の命を受け、全国農業担い手サミットの開催に関し特に命ぜられた事務を処理する。
--------------	--	----	--

第二十六条第一項の表林政課の部の次に次のように加える。

恵みの森づくり推進課	木育推進監	一人	上司の命を受け、木育の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。
------------	-------	----	---------------------------------

第二十六条第一項の表建設政策課の部建設業企画監の項を削り、同表技術検査課の部建設技術企画監の項の次に次のように加える。

建設業企画監		一人	上司の命を受け、建設業、建設工事等の契約の管理その他特に命ぜられた事務を処理する。
--------	--	----	---

第二十六条第一項の表技術検査課の部検査監の項中「二十一」を「二十五」に改め、同部副検査監の項中「四人」を「三人」に改める。

第二十六条第一項の表公共建築住宅課の部中「公共建築住宅課」を「公共建築課」に改め、同部住宅企画監の項及び建築企画監の項を削り、同部の次に次のように加える。

住宅課	住宅活用推進監	一人	上司の命を受け、住宅ストックの活用推進及び調整その他特に命ぜられた事務を処理する。
-----	---------	----	---

第二十六条第一項の表都市公園課の部施設管理調整監の項中「施設管理調整監」を「公園活用推進監」に、「都市公園の」を「県営都市公園の活用の推進及び」に改め、同部都市公園企画監の項中「管理運営」の下に「及び整備」を加え、「施設管理調整監」を「公園活用推進監」に改め、同表出納管理課の部財務会計システム調整監の項を削り、

同条第二項中「広聴監」の下に、「情報システム管理監」を、「災害医療対策監」の下に、「在宅医療福祉推進監、障害福祉基盤整備企画監」を、「児童虐待対策監」の下に「企業人材確保対策監」を加え、「施設管理調整監」を「公園活用推進監」に改める。

第二十八条の三第一項中「七十人」を「八十人」に改める。

第二十九条第一項の表三の項中「五百五十人」を「五百人」に改める。

第三十条の表法務・情報公開課の部岐阜県情報公開審査会の項の前に次のように加える。

岐阜県行政不服審査会
行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務

第三十条の表医療整備課の部に次のように加える。

岐阜県地方独立行政法人
地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
評価委員会

第三十条の表地域医療推進課の部を削り、同表生活衛生課の部調理師試験委員の項を削り、同表建設政策課の部を削り、同表技術検査課の部岐阜県入札制度運営調査委員会の項の前に次のように加える。

岐阜県建設工事紛争審査会	建設業法（昭和二十四年法律第百号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
岐阜県建設業審議会	建設業法の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務

第三十二条の表一の項第十一号中「消防防災」の下に「災害救助を含む。」を加え、同表五の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十四条の表二の部中「岐阜県西濃県税事務所」の下に「及び岐阜県中濃県税事務所」を加え、同部総務課税務課の項中「個人事業税係、法人事業税係」を「事業税係」に改め、同表中三の部を削り、四の部を三の部とし、五の部を四の部とする。

第三十七条の表総務課税務課の項第七号を削る。

第三十八条の表四の部中「岐阜県中濃保健所」を「岐阜県可茂保健所」に改め、同部生活衛生課の項中「管理調整係、生活衛生係」を「生活衛生係」に改め、同項の前に次のように加える。

のように加える。

総務課
管理調整・医事係

第四十条の表二の項第十九号中「中濃保健所、恵那保健所」を「恵那保健所」に改め、同項第二十三号中「中濃保健所及び」を削り、同表三の項第四号中「関すること」の下に「健康増進効果等並びに」を加え、同項第十三号中「中濃保健所及び」を削る。

第四十条の三の表福祉課の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十七号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十四条の表八の部森林保全課の項及び同表九の部林業課の項中「治山係」を「治山第一係、治山第二係」に改める。

第四十六条第二項の表岐阜県病害虫防除所飛騨支所の項中「岐阜県病害虫防除所飛騨支所」を「岐阜県病害虫防除所飛騨支所」に改める。

第五十条の表九の部濃飛横断自動車道建設課の項を削り、同表十の部河川砂防課の項中「災害復旧係」を削る。

第五十一条の表九の項を削る。

第五十五条第一項の表十の項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

5 内水面漁業研修に関すること。

第五十五条第一項の表十一の項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

第五十六条第二項中「情報技術研究所」を削り、「と」という。の下に「並びに情報技術研究所」を加え、同条第三項の表一の項中「保健科学部」を「疫学情報部、保健科学部」に改め、同表七の項中「環境部、生物機能研究部」を「土壌化学部、病理昆虫部」に改め、同表十の項中「資源増殖部」の下に「漁業研修部」を加える。

第五十七条に次の一項を加える。

3 情報技術研究所において処理する事務は、前項に規定するもののほか、アネックステクノ2の管理に関する事務とする。

第八十九条第一項中「検査・薬剤部」を「診療支援部」に改め、同条第二項の表事務局の項中「入所児支援係」を削り、同表児童発達支援センターの項中「相談支援係」の下に「入所児支援係」を加え、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の診療支援部に診療支援係を置く。

第九十条第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。
第九十二条の表に次のように加える。

審査課	審査係
-----	-----

第九十二条の表二の項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、同表に次のように加える。

三 審査課	1 精神障害者保健福祉手帳の判定及び交付に関すること。 2 自立支援医療（精神通院医療）の支給認定及び医療受給者証の交付に関すること。
-------	--

第四十条の見出し中「課」を「課及び係」に改め、同条中「相談判定課」を「総務課及び相談判定課」を置き、総務課の事務を分掌させるため、管理調整係」に改める。
第一百五十五条の表相談判定課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項の前に次のように加える。

総務課	1 所内の庶務に関すること。
-----	----------------

第七十条を次のように改める。

（課及び係の設置）
第七十条 発達障害者支援センターに次の表の上欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	係
総務課	管理調整係
発達障害支援課	発達障害支援係

第八十条の表発達障害支援課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項の前に次のように加える。

総務課	1 所内の庶務に関すること。
-----	----------------

第九十条中「第三十四条第二項」を「第三十四条第三項」に改める。

第三十一条第二項の表森林技術開発・支援センターの項中「産学官連携係」の下に「普及企画係」を加える。
第一百五十四条の表を次のように改める。

課	係
リニア推進課	管理調整係、事業調整係
用地課	用地第一係、用地第二係、用地第三係、用地第四係

第一百五十五条の表一の項中「総務課」を「リニア推進課」に改め、同項第五号を次のように改める。

5 リニア中央新幹線を生かしたまちづくりに関する地元との調整及び連携に関すること。

第一百五十五条の表一の項に次の二号を加える。

6 工事に関する諸手続の調整に関すること。

7 リニア中央新幹線に関する広報及び啓発に関すること。

第一百五十五条の表二の項を次のように改める。

二 用地課	1 リニア中央新幹線の用地取得等の受託事務に関すること。
-------	------------------------------

第六十条の表一の項中「西濃県事務所及び可茂県事務所」を「県事務所」に改め、同表四の項中「多治見土木事務所」の下に「下呂土木事務所」を加え、同表中九の項を十の項とし、八の項を九の項とし、七の項を八の項とし、六の項の次に次のように加える。

七 ター	七 希望が丘こども医療福祉センター 副所長
------	--------------------------

第六十三条第一項の表七の項を次のように改める。

七 診療支援部	診療支援部長
---------	--------

第六十四条に次の一項を加える。

2 前項に規定する管理部長、指導部長及び科長は、それぞれ上司の命を受け、管理部

指導部又は科に属する事務を掌理する。
 第百六十八条を次のように改める。
 第百六十八条 次の表の組織の欄に掲げる森林文化アカデミーの組織に、それぞれ同表の職の欄に掲げる職を置く。

組	職	職
一 事務局	事務局長	
二 森林技術開発・支援センター	森林技術開発・支援センター長	

2 前項に規定する事務局長及び森林技術開発・支援センター長は、それぞれ上司の命を受け、事務局又は森林技術開発・支援センターに属する事務を掌理する。
 第百六十九条第三項中「総括的に」を削る。
 第百七十一条の表二の部を次のように改める。

二 中濃県 郡上支所長	一人	上司の命を受け、郡上市の区域に係る現地機関及び市等との連絡調整その他特に命ぜられた事務を処理する。
-------------	----	---

第百七十一条の表中十三の部を十四の部とし、三の部から十二の部までを一部ずつ繰り下げ、二の部の次に次のように加える。

三 飛騨県 下呂支所長	一人	上司の命を受け、下呂市の区域に係る現地機関及び市等との連絡調整その他特に命ぜられた事務を処理する。
-------------	----	---

第百七十二条第一項の表三の項中「五人」を「十人」に改め、同表四の項中「十人」を「十五人」に改め、同表七の項中「三百人」を「二百五十人」に改め、同表八の項中「百人」を「百五十人」に改め、同表九の項中「三百五十人」を「三百人」に改め、同表十の項中「四百五十人」を「四百人」に改め、同表十一の項中「三百五十人」を「二百人」に改める。
 第百七十四条の表二の項中「二十人」を「二十五人」に改め、同表五の項中「五十人」を「四十人」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。
 2 この規則の施行の際現に次の表の上欄に掲げる課若しくは現地機関の職に補せられている者又は当該課若しくは現地機関に勤務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられないときは、それぞれ同表の下欄に掲げる課若しくは現地機関の職に補せられ、又は当該課若しくは現地機関に勤務を命ぜられたものとする。

健康福祉部地域医療推進課	健康福祉部医療福祉連携推進課
商工労働部観光国際局国際戦略推進課	商工労働部観光国際局国際課
都市建設部公共建築住宅課	都市建設部公共建築課
中濃保健所	可茂保健所

訓令 甲

岐阜県訓令甲第五号

庁中一般
各現地機関

岐阜県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県職員服務規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員服務規程（昭和三十年岐阜県訓令甲第五十三号）の一部を次のように改正する。
 第七条の五の見出し中「営利企業等従事許可」を「営利企業従事等許可」に改め、同

条中「営利企業等に従事すること」を「営利企業に従事すること等」に、「営利企業等従事許可申請書」を「営利企業従事等許可申請書」に改める。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第六号

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「第十八条の四」を「第十八条の三」に改め、同条第八号の二を次のように改める。

八の二 部内局長 組織規則第十八条の二第一項に規定する局長をいう。

第二条第十二号中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改め、同条第十五号中「教頭」の下に「組織規則第六十一条第一項、第六十四条第一項及び第七十条第一項に規定する部長、組織規則第六十八条第一項に規定する森林技術開発・支援センター長」を加え、「組織規則第六十四条第一項及び第七十条第一項に規定する部長」を削る。

第三条中「の各号」を削り、同条第十一号中「異議の申立て、審査請求」を「審査請求、再調査の請求」に改める。

別表第二三十三の項を次のように改める。

<p>三十三 行政不服 審査法（平成二 十六年法律第六 十八号。以下こ の項中「法」と いう。）の施行 事務</p>		<p>1 法第九条第一 項（法第六十六 条第一項におい て読み替えて準 用する場合を含 む。）の規定に よる審理員の指</p>	<p>1 知事決裁事項 である法第四条 の審査請求、法 第五条第一項の 再調査の請求、 法第六条第一項 の再審査請求、</p>
<p style="text-align: center;">名</p>			
<p>7 法第三十条第 一項の規定によ る反論書の提出</p>	<p>2 法第十二条第 一項（法第六十 一条及び第六十 六条第一項にお いて準用する場 合を含む。）の 代理人の選任又 は解任</p> <p>3 法第十七条 （法第六十六条 第一項において 読み替えて準用 する場合を含む。） の規定による審 理員となるべき 者の名簿の作成</p> <p>4 法第二十五条 （法第六十六条 第一項において 読み替えて準用 する場合を含む。） に規定する執行 停止</p> <p>5 法第二十六条 （法第六十六条 第一項において 準用する場合を 含む。）の規定 による執行停止 の取消し</p> <p>6 法第二十九条 第二項の規定に よる弁明書の提 出</p>	<p>2 法第十二条第 一項（法第六十 一条及び第六十 六条第一項にお いて準用する場 合を含む。）の 代理人の選任又 は解任</p> <p>3 法第十七条 （法第六十六条 第一項において 読み替えて準用 する場合を含む。） の規定による審 理員となるべき 者の名簿の作成</p> <p>4 法第二十五条 （法第六十六条 第一項において 読み替えて準用 する場合を含む。） に規定する執行 停止</p> <p>5 法第二十六条 （法第六十六条 第一項において 準用する場合を 含む。）の規定 による執行停止 の取消し</p> <p>6 法第二十九条 第二項の規定に よる弁明書の提 出</p>	<p>法第二十七条第 一項（法第六十 一条及び第六十 六条第一項にお いて準用する場 合を含む。）の 規定による取下 げ及び法第四十 四条（法第六十 六条第一項にお いて読み替えて 準用する場合を 含む。）の裁決 並びに部長専決 事項を除く法の 施行に関する事 務</p>

別表第三秘書課の表を削り、別表第三管財課の表の次に次のように加える。
情報企画課

事務の種類 一 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号、以下この項中「法」という。）の施行事務	副知事専決事項	部長専決事項	課長専決事項 1 法の施行に関する事務
---	---------	--------	------------------------

別表第三清流の国づくり政策課の表に次のように加える。

二 中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百一十号、以下この項中「法」という。）の施行事務		1 法第十一条第二項の中部圏開発整備計画の作成に関する必要な協力 2 法第十七条の規定による事業の実施に伴う事務の連絡調整 3 法第十八条第二項の中部圏開発計画の実施に関する状況の報告	
--	--	--	--

別表第三危機管理政策課の表中八の項を九の項とし、七の項を八の項とし、六の項の次に次のように加える。

七 岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例（平成二十七年条例第七号、以下		1 条例第三条第一項及び第四条第一項の事業税の不均一課税に係る認定 2 規則第三条第三項（規則第四	1 部長専決事項を除く条例及び規則の施行に関する事務
--	--	--	----------------------------

下この項中「条例」という。）及び岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例施行規則（平成二十七年規則第百五号、以下この項中「規則」という。）の施行事務

		3 規則第三条第四項（規則第四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による県税事務所長への通知 4 第一号の認定の変更又は取消し	1 法の施行に関する事務
--	--	--	--------------

別表第三消防課の表四の項部長専決事項の欄第一号を削り、同項課長専決事項の欄第一号中「部長専決事項を除く」を削る。

別表第三廃棄物対策課の表四の項部長専決事項の欄第一号中「第五十七条第一項の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「第十二条の」の下に「規定による」を加え、「取消し等」を「取消し又は事業の停止命令」に改める。

別表第三環境管理課の表中十七の項を十八の項とし、二の項から十六の項までを一項ずつ繰り下げ、一の項の次に次のように加える。

二 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号、以下この項中「法」という。）の施行事務			1 法の施行に関する事務
--	--	--	--------------

別表第三私学振興・青少年課の表三の項部長専決事項の欄中第四号を削り、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

5 法第四十五条第一項の寄附行為の変更の認可

別表第三県民生活相談センターの表五の項中「不当品類及び不当表示防止法第十二

条の規定による権限の委任等に関する政令」を「不当景品類及び不当表示防止法施行令」に改め、同項部長専決事項の欄第一号中「第十二条第十一項」を「第三十二条第十一項」に、「第十条第一項」を「第二十三条第一項」に、「第六条」を「第七条第一項」に改める。

別表第三岐阜地域環境室の表十一の項部長専決事項の欄第十号中「第十八条の十八」を「第十八条の十九」に改める。

別表第三健康福祉政策課の表二の項部長専決事項の欄第二号を削り、同欄第三号中「第三十二条」の下に「法第四十三条第二項及び第四十九条第三項において準用する場合を含む。」を、「社会福祉法人」の下に「(他の所掌に属するものを除く。)」を加え、「及びその変更」を削り、同号を同欄第二号とし、同欄第八号中「許可等」を「許可」に改め、同号を同欄第十五号とし、同欄第七号を第十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

13 法第六十七条第二項の事業の開始の許可

14 法第七十一条の規定による措置の命令

別表第三健康福祉政策課の表二の項部長専決事項の欄第六号中「第五十六条第四項」を「第五十六条第八項」に改め、同号を同欄第八号とし、同号の次に次の三号を加える。

9 法第五十七条の規定による公益事業又は収益事業の停止の命令

10 法第五十八条第二項第二号の規定による予算の変更の勧告及び同項第三号の規定による役員の解職の勧告

11 法第五十八条第三項の規定による補助金等の返還の命令

別表第三健康福祉政策課の表二の項部長専決事項の欄第五号中「第五十六条第三項」を「第五十六条第七項」に改め、同号を同欄第七号とし、同欄第四号中「第五十六条第二項」を「第五十六条第六項」に改め、同号を同欄第六号とし、同号の前に次の三号を加える。

3 法第四十六条第二項の解散の認可又は認定

4 法第五十六条第四項の規定による改善の勧告

5 法第五十六条第五項の規定による公表

別表第三医療整備課の表四の項部長専決事項の欄第四号中「の規定により」を「において」に、「第十六条」を「第十六条第一項」に改め、同表中二十三の項を二十四の項とし、十七の項から二十二の項までを一項ずつ繰り下げ、十六の項の次に次のように加える。

十七 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号。以下この項中「法」という。)の施行事務(県が設立団体である地方独立行政法人(以下この項中「法人」という。)であつて、岐阜県立看護大学の設置及び管理又は病院事業を行うものに限る。)

1 法第六条第五項の規定による法人に出資する財産のうち金銭以外のものの価額の評価
2 法第二十二條第一項の法人の業務方法書の認可又はその変更の認可
3 法第二十二條第三項、第二十五條第三項、第二十六條第三項、第三十一條第二項、第三十四條第三項、第四十條第五項、第四十一條第四項、第四十二條第二項及び第六項、第四十四條第二項、第八十八條第二項並びに第一百十二條第二項の規定による地方独立行政法人評価委員会への諮問
4 法第二十六條第一項の法人(岐阜県立看護大学の設置及び管理を行うものに限る。)に係る中期計画の認可又は当該計画

1 知事決裁事項である法第七条の規定による法人の定款の制定及び法人の設立に係る認可申請、法第八條第二項の規定による法人の定款の変更及びこれに係る認可申請、法第十四條第一項、第七十一條第二項及び第八項並びに第七十二條第一項の規定による法人の理事長の任命、法第十四條第二項の規定による法人の監事の任命、法第十七條第一項から第三項までの規定による法人の役員の解任、法第二十三條第一項の法人(岐阜県立看護大学の設置及び管理を行うものに限る。)の料金の上限の認可又はその変更の認可、法第二十五條第一項の規定による法人の中期目標の策定又は変更、法第

<p>12 法第四十二条 可 11 法第四十一条 10 法第四十条第 9 法第三十九条 8 法第三十六条 7 法第三十四条 6 法第三十一条 5 法第二十六条</p>	<p>の變更の認可 の法人(岐阜県 立看護大学の設 置及び管理を行 うものを除く。) に係る中期計画 の認可又は当該 計画の變更の認 可、法第四十四 条第一項の条例 で定める法人の 重要な財産の処 分の認可、法第 六十六条第一項 の規定による法 人に承継させる 権利及び義務の 決定、法第八十 八条第一項の規 定による法人の 解散に係る認可 申請、法第八十 八条第一項及び第 百十二条第一項 の法人の合併の 協議及び当該合 併に係る認可申 請並びに法第百 八条第四項及び 第百十二条第四 項の規定による 合併に係る法人 の名称等の制定 並びに部長専決 事項を除く法の 施行に関する事 務</p>
<p>別表第三保健医療課の表八の項課長専決事項の欄第一号中「法及び令」を「部長専決 1 法第六十六条第三項の規定による自立支援医療費の支払の差止め等 2 法第六十七条第三項の規定による措置命令</p>	<p>の二第一項、第 二項及び第三項 の出資等に係る 不要財産の納付 等の認可 13 法第六十六条 第七項の規定に よる法人の債権 者への弁済若し くは担保の提供 又は財産の信託 14 法第六十七条 第三項の規定に よる法人に承継 させる権利に係 る財産の価額の 評価 15 法第二百二十二 条第一項の規定 による法人に対 する違法行為等 の是正命令及び 同条第二項の規 定による報告の 受付</p>

事項を除く法、令及び省令」に改め、同項を同表九の項とし、同表七の項部長専決事項の欄を次のように改める。

- 1 法第三十二条第一項の勧告
- 2 法第三十二条第二項の規定による措置命令

別表第三保健医療課の表七の項課長専決事項の欄第一号中「法」を「部長専決事項を除く法」に改め、同項を同表八の項とし、同表中六の項を七の項とし、五の項の次に次のように加える。

<p>六 精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号、以下この項中「法」といふ。）及び精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成十年省令第十二号、以下この項中「省令」といふ。）の施行事務</p>	<p>1 法第七条第二号及び第三号の規定による養成施設の指定 2 省令第九条の規定による指定の取消し</p>	<p>1 部長専決事項を除く法及び省令の施行に関する事務</p>
---	--	----------------------------------

別表第三高齢福祉課の表一の項部長専決事項の欄第一号を削り、同欄第二号中「第三十二条」の下に「（法第四十三條第二項及び第四十九條第三項において準用する場合を含む。）を加え、「及びその変更」を削り、同号を同欄第一号とし、同欄第七号中「許可等」を「許可」に改め、同号を同欄第十四号とし、同欄中第六号を第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

- 12 法第六十七条第二項の事業の開始の許可
- 13 法第七十一条の規定による措置の命令

別表第三高齢福祉課の表一の項部長専決事項の欄第五号中「第五十六条第四項」を「第五十六条第八項」に改め、同号を同欄第七号とし、同号の次に次の三号を加える。

- 8 法第五十七条の規定による公益事業又は収益事業の停止の命令

9 法第五十八条第二項第二号の規定による予算の変更の勧告及び同項第三号の規定による役員解職の勧告

- 10 法第五十八条第三項の規定による補助金等の返還の命令

別表第三高齢福祉課の表一の項部長専決事項の欄第四号中「第五十六条第三項」を「第五十六条第七項」に改め、同号を同欄第六号とし、同欄第三号中「第五十六条第二項」を「第五十六条第六項」に改め、同号を同欄第五号とし、同号の前に次の三号を加える。

- 2 法第四十六条第二項の解散の認可又は認定
- 3 法第五十六条第四項の規定による改善の勧告

別表第三障害福祉課の表三の項部長専決事項の欄第一号を削り、同欄第二号中「第三十二条」の下に「（法第四十三條第二項及び第四十九條第三項において準用する場合を含む。）を加え、「及びその変更」を削り、同号を同欄第一号とし、同欄第七号中「許可等」を「許可」に改め、同号を同欄第十四号とし、同欄中第六号を第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

- 12 法第六十七条第二項の事業の開始の許可
- 13 法第七十一条の規定による措置の命令

別表第三障害福祉課の表三の項部長専決事項の欄第五号中「第五十六条第四項」を「第五十六条第八項」に改め、同号を同欄第七号とし、同号の次に次の三号を加える。

- 8 法第五十七条の規定による公益事業又は収益事業の停止の命令
- 9 法第五十八条第二項第二号の規定による予算の変更の勧告及び同項第三号の規定による役員解職の勧告

- 10 法第五十八条第三項の規定による補助金等の返還の命令

別表第三障害福祉課の表三の項部長専決事項の欄第四号中「第五十六条第三項」を「第五十六条第七項」に改め、同号を同欄第六号とし、同欄第三号中「第五十六条第二項」を「第五十六条第六項」に改め、同号を同欄第五号とし、同号の前に次の三号を加える。

- 2 法第四十六条第二項の解散の認可又は認定
- 3 法第五十六条第四項の規定による改善の勧告

別表第三地域福祉課の表三の項部長専決事項の欄第一号を削り、同欄第二号中

「第三十二条」の下に「法第四十三条第二項及び第四十九条第三項において準用する場合を含む。」を加え、「及びその変更」を削り、同号を同欄第一号とし、同欄第七号中「許可等」を「許可」に改め、同号を同欄第十四号とし、同欄中第六号を第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

12 法第六十七条第二項の事業の開始の許可

13 法第七十一条の規定による措置の命令

別表第三地域福祉国保課の表三の項部長専決事項の欄第五号中「第五十六条第四項」を「第五十六条第八項」に改め、同号を同欄第七号とし、同号の次に次の三号を加える。

8 法第五十七条の規定による公益事業又は収益事業の停止の命令

9 法第五十八条第二項第二号の規定による予算の変更の勧告及び同項第三号の規定による役員の解職の勧告

10 法第五十八条第三項の規定による補助金等の返還の命令

別表第三地域福祉国保課の表三の項部長専決事項の欄第四号中「第五十六条第三項」を「第五十六条第七項」に改め、同号を同欄第六号とし、同欄第三号中「第五十六条第二項」を「第五十六条第六項」に改め、同号を同欄第五号とし、同号の次に次の三号を加える。

2 法第四十六条第二項の解散の認可又は認定

3 法第五十六条第四項の規定による改善の勧告

4 法第五十六条第五項の規定による公表

別表第三子育て支援課の表一の項部長専決事項の欄中第六号を削り、第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第一号中「廃止等の届出の受付」を削り、同号を同欄第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

1 法第十八条の六第一号の規定による保育士養成施設の指定

別表第三子育て支援課の表一の項部長専決事項の欄に次の二号を加える。

7 法第五十九条第五項の規定による事業の停止等の命令

8 令第五条第六項の規定による保育士養成施設の指定の取消し

別表第三子育て支援課の表二の項部長専決事項の欄第一号を削り、同欄第二号中「第三十二条」の下に「(法第四十三条第二項及び第四十九条第三項において準用する場合を含む。)」を加え、「及びその変更」を削り、同号を同欄第一号とし、同欄第六号中「許可等」を「許可」に改め、同号を同欄第十四号とし、同欄第五号中「第五十六条第四項」を「第五十六条第八項」に改め、同号を同欄第七号とし、同号の次に次の六号を

加える。

8 法第五十七条の規定による公益事業又は収益事業の停止の命令

9 法第五十八条第二項第二号の規定による予算の変更の勧告及び同項第三号の規定による役員の解職の勧告

10 法第五十八条第三項の規定による補助金等の返還の命令

11 法第六十二条第二項の社会福祉施設の設置の許可

12 法第六十七条第二項の事業の開始の許可

13 法第七十一条の規定による措置の命令

別表第三子育て支援課の表二の項部長専決事項の欄第四号中「第五十六条第三項」を「第五十六条第七項」に改め、同号を同欄第六号とし、同欄第三号中「第五十六条第二項」を「第五十六条第六項」に改め、同号を同欄第五号とし、同号の前に次の三号を加える。

2 法第四十六条第二項の解散の認可又は認定

3 法第五十六条第四項の規定による改善の勧告

4 法第五十六条第五項の規定による公表

別表第三子ども家庭課の表二の項部長専決事項の欄第一号を削り、同欄第二号中「第三十二条」の下に「(法第四十三条第二項及び第四十九条第三項において準用する場合を含む。)」を加え、「及びその変更」を削り、同号を同欄第一号とし、同欄第七号中「許可等」を「許可」に改め、同号を同欄第十四号とし、同欄中第六号を第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

12 法第六十七条第二項の事業の開始の許可

13 法第七十一条の規定による措置の命令

別表第三子ども家庭課の表二の項部長専決事項の欄第五号中「第五十六条第四項」を「第五十六条第八項」に改め、同号を同欄第七号とし、同号の次に次の三号を加える。

8 法第五十七条の規定による公益事業又は収益事業の停止の命令

9 法第五十八条第二項第二号の規定による予算の変更の勧告及び同項第三号の規定による役員の解職の勧告

10 法第五十八条第三項の規定による補助金等の返還の命令

別表第三子ども家庭課の表二の項部長専決事項の欄第四号中「第五十六条第三項」を「第五十六条第七項」に改め、同号を同欄第六号とし、同欄第三号中「第五十六条第二項」を「第五十六条第六項」に改め、同号を同欄第五号とし、同号の前に次の三号を加

える。

2 法第四十六条第二項の解散の認可又は認定

3 法第五十六条第四項の規定による改善の勧告

4 法第五十六条第五項の規定による公表

別表第三商業・金融課の表八の項中「いう。」の下に「及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則（平成十一年省令第七十四号。以下この項中「省令」という。）を加え、同項課長専決事項の欄第一号中「法」の下に「及び省令」を加える。

別表第三農政課の表中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項を二の項とし、四の項から九の項までを削り、十の項を三の項とし、十一の項を四の項とする。

別表第三検査監督課の表一の項部長専決事項の欄第一号中「第十一条の二十二」を「第十一条の四十一」に改め、同欄第二号中「第十一条の三十四」を「第十一条の五十三」に改め、同欄第四号中「第六十条第一項」を「第六十条」に、「第六十四条第三項及び第六十五条第三項」を「第六十五条第三項及び第七十条の三第四項」に改め、同欄第六号中「並びに同条第五項の指示」を削り、同欄第十一号を削る。

別表第三農産園芸課の表中十二の項を十三の項とし、四の項から十一の項までを一項ずつ繰り下げ、三の項の次に次のように加える。

<p>四 農産物検査法 (昭和二十六年法律第百四十四号。以下この項中「法」という。)の施行事務</p>		<p>1 法第二十四条第一項から第三項までの規定による登録の取消し及び業務停止命令 2 法第二十四条第四項の規定による公示 3 法第三十二条第一項の規定による聴聞 4 法第三十三条第二項の規定による調査及び措置</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>
---	--	---	------------------------------

別表第三農村振興課の表を削る。

別表第三畜産課の表の次に次のように加える。
農村振興課

事務の種類	副知事専決事項	部長専決事項	課長専決事項
<p>一 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>		<p>1 法第四十九条の規定による農業委員会ネットワーク機構への監督命令</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>
<p>二 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>		<p>1 法第三十九条第一項の農地中間管理権を設定すべき旨の裁定 2 法第四十三条第二項において読み替えて準用する法第三十九条第一項の遊休農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定 3 法第五十一条第一項の規定による違反転用者等に対する転用許可の取消し等</p>	<p>1 部長専決事項及び別表第四に掲げる専決事項を除く法の施行に関する事務</p>
<p>三 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>		<p>1 法第四条第一項の規定による農業振興地域整備基本方針の策定又は法第五条第一項の規定による変更 2 法第六条第一項の規定による</p>	<p>1 部長専決事項及び別表第四に掲げる専決事項を除く法の施行に関する事務</p>

<p>五 市民農園整備促進法(平成二 年法律第四十四 号。以下この項 中「法」とい う。)の施行事務</p>	<p>四 農村地域工業 等導入促進法 (昭和四十六 年法律百十一号 以下この項中 「法」とい う。)の施行事務</p>	
<p>2 法第五条第二 項の交換分合計 画の認可</p>	<p>1 法第三条第一 項の規定による 市民農園の整備 に関する基本方 針の策定及び同 条第六項の規定 による変更</p>	<p>農業振興地域の 指定又は法第七 条第一項の規定 による区域の変 更若しくは指定 の解除 3 法第九条第一 項の規定による 農業振興地域整 備計画の策定又 は法第十三条第 一項の規定によ る変更 4 法第十三条の 二第三項の交換 分合計画の認可 5 法第十五条の 三の規定による 農用地区域内 における開発行為 の中止の命令等</p>
<p>1 部長専決事項 を除く法の施行 に関する事務</p>	<p>1 部長専決事項 を除く法の施行 に関する事務</p>	
<p>八 鳥獣の保護及 び管理並びに狩 猟の適正化に関 する法律(以下 この項中「法」 という。)及び 鳥獣の保護及び 管理並びに狩 猟の適正化に関 する法律施行規則 (以下この項中 「省令」とい う。)の施行事務</p>		<p>六 特定農山村地 域における農林 業等の活性化の ための基盤整備 の促進に関する 法律(平成五年 法律第七十二号 以下この項中 「法」とい う。)の施行事務</p>
<p>2 法第十四条の 二第四項におい て読み替えて準 用する法第七条 第六項の規定に よる環境大臣へ の協議</p>	<p>1 法第十四条の 二第一項の規定 による実施計画 の策定及びその 変更</p>	<p>七 農山漁村の活 性化のための定 住等及び地域間 交流の促進に関 する法律(平成 十九年法律第四 十八号。以下こ の項中「法」と いう。)の施行 事務</p>
<p>3 法第十四条の 二第五項の確認 4 法第十四条の 二第六項の規定 による国の機関 協議</p>	<p>1 法第十四条の 二第三項の規定 による環境大臣 への報告 2 法第十四条の 二第四項におい て準用する法第 七条第五項の規 定による意見聴 取及び同条第七 項の規定による 協議</p>	<p>1 法第八条第六 項の所有権移転 等促進計画の承 認 1 部長専決事項 及び別表第四に 掲げる専決事項 を除く法の施行 に関する事務</p>

<p>一 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下この項中</p>	<p>事務の種類</p>	<p>里川振興課</p>	
	<p>副知事専決事項</p>		
<p>1 法第八条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）</p>	<p>部長専決事項</p>		
<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>	<p>課長専決事項</p>		<p>からの捕獲等の結果の通知の受付 5 法第十四条の二第七項の規定による事業実施の委託 6 法第十四条の二第八項第二号の確認 7 法第十四条の二第九項の規定により読み替えて適用する法第九條第八項の従事者証の交付、同条第九項の従事者証の再交付及び同条第十一項の規定による従事者証の返納の受付 8 省令第十三条の九第五項及び第六項の規定による変更の届出の受付 9 省令第十三条の九第七項の規定による亡失の届出の受付</p>
	<p>「法」といふ。の施行事務</p>		<p>の漁業権行使規則等の制定の認可 2 法第十条の漁業の免許 3 法第十一条第一項の規定による漁業の免許の内容等の事前決定 4 法第十四条第四項（同条第七項及び第十項において読み替えて準用する場合を含む。）の漁業権の共有の請求の認可 5 法第二十一条第二項の規定による漁業権の存続期間の決定 6 法第二十二條第一項の漁業権の分割等の免許 7 法第二十四條第二項の漁業権に関する抵当権の設定の認可 8 法第二十六條第一項ただし書の漁業権の移転の認可 9 法第三十四條第一項の規定による漁業権の制限又は条件の付加 10 法第三十七條</p>

<p>三 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号。以下この項中「法」という。)の施行事務</p>	<p>二 漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号。以下この項中「法」という。)及び岐阜県漁船法施行細則(昭和二十六年規則第三十九号。以下この項中「規則」という。)の施行事務</p>	
<p>1 法第十五条の規定による保護水面の指定等 2 法第三十二条第二項の規定による水産資源保護指導吏員の任命</p>		<p>から第四十条まで並びに第一百二十八条第一項及び第二項の規定による漁業権の取消し等 11 法第七十四条第一項の規定による漁業監督吏員の任命 12 法第二百二十九条第一項及び第三項の遊漁規則の制定等の認可並びに同条第六項の規定による変更の命令</p>
<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>	<p>1 法及び規則の施行に関する事務</p>	
<p>別表第三林政課の表一の項中「昭和二十四年法律第百八十八号。」を削り、同項部長</p>		
<p>六 岐阜県漁業調整規則(昭和四十年規則第百十八号。以下この項中「規則」という。)の施行事務</p>	<p>五 内水面漁業の振興に関する法律(平成二十六年法律第百三三号。以下この項中「法」という。)及び内水面漁業の振興に関する法律施行規則(平成二十六年省令第四十二号。以下この項中「省令」という。)の施行事務</p>	<p>四 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号。以下この項中「法」という。)及び岐阜県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則(平成十五年規則第七十五号。以下この項中「規則」という。)の施行事務</p>
	<p>1 法第十条の規定による都道府県計画の策定、協議、公表及び変更 2 法第三十五条第二項の規定による協議会の設置</p>	
<p>1 規則の施行に関する事務</p>	<p>1 部長専決事項を除く法及び省令の施行に関する事務</p>	<p>1 法及び規則の施行に関する事務</p>

専決事項の欄第一号中「承認の」を「承認に係る」に改める。
 別表第三建設政策課の表を削り、別表第三技術検査課の表中八の項を十四の項とし、三の項から七の項までを六項ずつ繰り下げ、二の項を五の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>六 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号。以下この項中「法」という。）及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（平成二十年省令第十号。以下この項中「省令」という。）の施行事務（建設業者に係るものに限る。）</p>	<p>七 建設機械抵当法施行令（昭和二十九年政令第二百九十四号。以下この項中「令」という。）の施行事務</p>	<p>八 建設工事統計調査規則（昭和三十年省令第二十九号。以下この項中「省令」という。）の施行</p>
<p>1 法及び省令の施行に関する事務</p>	<p>1 令の施行に関する事務</p>	<p>1 省令の施行に関する事務</p>

別表第三技術検査課の表中一の項を四の項とし、同項の前に次のように加える。

<p>行 事 務</p> <p>一 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>	<p>二 浄化槽法（以下この項中「法」という。）の施行事務</p>
<p>1 法第二十八条の指示、営業の停止命令等 2 法第二十九条第一項（第四号を除く）、第二十九條第二項及び第二十九條の二第一項の規定による許可の取消し 3 法第二十九条の三第三項の規定による工事の施工の差止めの命令 4 法第二十九条の四の規定による新たな営業の開始の禁止の命令 5 法第四十一条の規定による指導等 6 法第四十二条第一項の規定による措置の請求</p>	<p>1 法第二十八条第二項の規定による工事の施工の差止めの命令 2 法第三十二条第二項の規定による登録の取消し等</p>
<p>1 部長専決事項及び別表第四に掲げる専決事項を除く法の施行に関する事務</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>

<p>三 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百四号。以下この項中「法」という。)の施行事務(建築物以外の工作物に係る事務に限る。)</p>		<p>1 法第二十九条第一項の規定による工事の施工の差止め命令 2 法第三十五条第一項の規定による登録の取消し等</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>
--	--	--	------------------------------

別表第三河川課の表七の項部長専決事項の欄第十二号中「困難である旨」の下に「又は損失防止施設の設置の時期について当該水利用の許可に係る流水の貯留若しくは取水の後でよい旨」を加え、同欄第二十一号中「第十六条の八第一項」を「第十六条の八第一項ただし書」に改め、同項課長専決事項の欄中第二十二号を第二十七号とし、第十三号から第二十一号までを五号ずつ繰り下げ、第十二号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

17 法第五十五条第一項の許可

別表第三河川課の表七の項課長専決事項の欄中第十一号を第十五号とし、第五号から第十号までを四号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の四号を加える。

5 法第二十四条の許可

6 法第二十六条第一項の許可

7 法第三十条第一項の完成検査

8 法第三十条第二項の承認

別表第三建築指導課の表一の項部長専決事項の欄第二号中「第三条第一項第三号の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第三条第一項第四号の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第六条第一項第四号の」の下に「規定による」を加え、同欄第十五号中「第四条の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第二十九号とし、同欄第十四号中「第三十条の二の三第二項の」及び「第三十一条の二第一項の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第二十八号とし、同欄第十三号中「第八十五条第一項の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第二十七号とし、同欄第十二号中「第八十四条の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第二十六号とし、同欄中第

十一号を第十四号とし、同号の次に次の十一号を加える。

- 15 法第七十七条の二十二第一項の業務区域の増加の認可
- 16 法第七十七条の二十七第一項前段の確認検査業務規程の認可
- 17 法第七十七条の三十の監督上必要な命令
- 18 法第七十七条の三十五第一項の規定による指定の取消し
- 19 法第七十七条の三十五の六第一項の業務区域の変更の認可
- 20 法第七十七条の三十五の十二第一項前段の構造計算適合性判定業務規程の認可
- 21 法第七十七条の三十五の十六の監督上必要な命令
- 22 法第七十七条の三十五の十八第一項の構造計算適合性判定の業務の休止及び廃止の許可
- 23 法第七十七条の三十五の十九第一項の規定による指定の取消し
- 24 法第七十七条の三十五の十九第二項の規定による指定の取消し及び業務の停止の命令
- 25 法第七十七条の三十五の二十第一項の規定による構造計算適合性判定の委任の解除

別表第三建築指導課の表一の項部長専決事項の欄第十号中「第四十六条第一項の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第十三号とし、同欄第九号中「第二十二条の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第十二号とし、同欄第八号中「第十項の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

10 法第十八条の二第一項の規定による指定構造計算適合性判定機関の指定

11 法第十八条の二第二項の規定による構造計算適合性判定の委任

別表第三建築指導課の表一の項部長専決事項の欄中第七号を第八号とし、同欄第六号中「登録」を「許可」に改め、同号を同欄第七号とし、同欄第五号中「第十二項の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第六号とし、同欄第四号の次に次の一号を加える。

5 法第六条の二第一項及び法第七条の二第一項の規定による指定確認検査機関の指定

別表第三建築指導課の表の次に次のように加える。
公共建築課

事務の種類	副知事専決事項	部長専決事項	課長専決事項
-------	---------	--------	--------

<p>一 建築事業の技術上の基準等に関する事務</p>		<p>1 都市建築事業（建築事業に限る。以下この項において同じ。）に関する技術上の基準等の作成</p> <p>2 都市建築事業に使用する資材単価の決定</p>	<p>1 都市建築事業に関する技術上の基準等の調査</p> <p>2 都市建築事業に使用する設計単価の調査</p>
<p>二 都市建築事業に係る工事の検査等に関する事務</p>	<p>別表第三公共建築住宅課の表中「公共建築住宅課」を「住宅課」に改め、同表六の項及び七の項を削り、同表五の項部長専決事項の欄第一号中「第十五条第四項の」の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「県住生活基本計画の策定（同条第八項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を「規定による県住生活基本計画の策定」に改め、同欄第三号中「の市町村との協議」を「同条第八項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。」の規定による必要な措置及び市町村との協議等に改め、同欄第四号中「第十七条第四項の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「第十七条第七項の」の下に「規定による」を加え、同欄に次の一号を加え、同項を同表六の項とする。</p> <p>6 法第十七条第八項の県住生活基本計画の変更</p> <p>別表第三公共建築住宅課の表四の項の次に次のように加える。</p>	<p>1 設計金額千五百万円未満の都市建築事業に係る工事の検査に関する事務</p>	<p>1 法第四条第一項の規定による高齢者居住安定確保計画の策定</p> <p>2 法第四条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。次号において同</p>
<p>五 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務</p>		<p>1 法第四条第一項の規定による高齢者居住安定確保計画の策定</p> <p>2 法第四条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。次号において同</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>
<p>11 法第六十八条の規定による終</p> <p>10 法第三十八条の規定による指定登録機関の指定の取消し等</p> <p>9 法第三十七条の指定登録機関の登録事務の休止及び廃止の許可</p> <p>8 法第三十五条の規定による指定登録機関への監督命令</p> <p>7 法第二十八条第一項の規定による登録事務の委任</p> <p>6 法第二十八条第一項の規定による指定登録機関の指定</p> <p>5 法第二十六条第一項及び第二項並びに第二十七条第一項の規定による登録の取消し</p> <p>4 法第八条第一項の規定による登録の拒否</p> <p>3 法第四条第六項の規定による公表等</p> <p>2 法第四条第六項の規定による協議等</p> <p>1 法第四条第六項の規定による必要な措置及び市町村との協議等</p>			

		<p>12 命令 法第六十九条 第一項の規定に よる終身建物賃 貸事業の認可の 取消し</p>	<p>身建物賃貸事業 者に対する改善</p>
--	--	---	----------------------------

別表第四農林事務所の部二の項現地機関の長専決事項の欄第二号中「未満」を「以下」に改め、同部七の項を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第七号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「第百六十四条」を「第百六十四条第一項」に改め、「部長」の下に「組織規則第百六十八条第一項に規定する森林技術開発・支援センター長」を、「並びに」の下に「組織規則」を加える。

第八条中「及び土木事務所」を「土木事務所及び希望が丘こども医療福祉センター」に改める。

第十条を削り、第十条の二を第十条とする。

第十四条第一項中「希望が丘こども医療福祉センター」を削り、同条第三項中「希

望が丘こども医療福祉センター及び「それぞれ」を削る。

別表第一中「（第六条、第八条、第九条、第十条、第十一条、第十二条、第十三条、第十四条、第十五条、第十六条、第十七条、第十八条、第十九条、第二十条、第二十一条、第二十二条、第二十三条、第二十四条、第二十五条、第二十六条、第二十七条、第二十八条、第二十九条、第三十条、第三十一条、第三十二条、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第三十七条、第三十八条、第三十九条、第四十条、第四十一条、第四十二条、第四十三条、第四十四条、第四十五条、第四十六条、第四十七条、第四十八条、第四十九条、第五十条、第五十一条、第五十二条、第五十三条、第五十四条、第五十五条、第五十六条、第五十七条、第五十八条、第五十九条、第六十条、第六十一条、第六十二条、第六十三条、第六十四条、第六十五条、第六十六条、第六十七条、第六十八条、第六十九条、第七十条、第七十一条、第七十二条、第七十三条、第七十四条、第七十五条、第七十六条、第七十七条、第七十八条、第七十九条、第八十条、第八十一条、第八十二条、第八十三条、第八十四条、第八十五条、第八十六条、第八十七条、第八十八条、第八十九条、第九十条、第九十一条、第九十二条、第九十三条、第九十四条、第九十五条、第九十六条、第九十七条、第九十八条、第九十九条、第一百条）」を「（第七条、第八条、第十一条、第十二条、第十三条、第十四条、第十五条、第十六条、第十七条、第十八条、第十九条、第二十条、第二十一条、第二十二条、第二十三条、第二十四条、第二十五条、第二十六条、第二十七条、第二十八条、第二十九条、第三十条、第三十一条、第三十二条、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第三十七条、第三十八条、第三十九条、第四十条、第四十一条、第四十二条、第四十三条、第四十四条、第四十五条、第四十六条、第四十七条、第四十八条、第四十九条、第五十条、第五十一条、第五十二条、第五十三条、第五十四条、第五十五条、第五十六条、第五十七条、第五十八条、第五十九条、第六十条、第六十一条、第六十二条、第六十三条、第六十四条、第六十五条、第六十六条、第六十七条、第六十八条、第六十九条、第七十条、第七十一条、第七十二条、第七十三条、第七十四条、第七十五条、第七十六条、第七十七条、第七十八条、第七十九条、第八十条、第八十一条、第八十二条、第八十三条、第八十四条、第八十五条、第八十六条、第八十七条、第八十八条、第八十九条、第九十条、第九十一条、第九十二条、第九十三条、第九十四条、第九十五条、第九十六条、第九十七条、第九十八条、第九十九条、第一百条）」に改め、同表農林事務所の表十七の項を次のように改める。

十七 削除

別表第二農林事務所の表十九の項を次のように改める。

十九 削除

別表第二農林事務所の表二十の項及び二十一の項を削り、二十一の二の項を二十の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>二十一 岐阜県 消防団協力事 業所の支援の ための事業税 の課税の特例 に関する条例 （平成二十七年 条例第七号） 及び岐阜県消 防団協力事業 所の支援のた めの事業税の 課税の特例に 関する条例施 行規則（平成 二十七年規則第 一〇五号）の 施行事務</p>	<p>1 条例第三条第一項及び第 四條第一項の事業税の不均 一課税に係る認定 2 規則第三条第三項（規則 第四条第三項において準用 する場合を含む。）の規定 による事業税の不均一課税 に係る不認定の決定及び申 請者への通知 3 規則第三条第四項（規則 第四条第三項において準用 する場合を含む。）の規定 による県税事務所長への通 知 4 第一号の認定の変更又は 取消し</p>	<p>1 所長決裁事項を除く条例及 び規則の施行に関する事務</p>
---	--	--

別表第二農林事務所の表二十五の項所長決裁事項の欄第一号中「第九条」の下に「規

定による」を加え、同欄第二号中「第十四条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第十七条第三項の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第十七条の八の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「第十七条の十一の」の下に「規定による」を加え、同欄第六号中「第十八条の四の」の下に「規定による」を加え、同欄第七号中「第十八条の八の」の下に「規定による」を加え、同欄第八号中「第十八条の十一の」の下に「規定による」を加え、同欄第九号中「第十八条の十六の」の下に「規定による」を加え、同欄第十号中「第十八条の十八の」を「第十八条の十九の規定による」に改め、同表三十三の項課長専決事項の欄中第一号から第十一号までを削り、同欄第十二号中「及び前各号」を削り、同号を同欄第一号とし、同表三十四の項課長専決事項の欄を次のように改める。

1 所長決裁事項を除く条例の施行に関する事務

別表第二課事務所の表三十五の項所長決裁事項の欄第二号中「第九条第四項」の下に「(法第十五条第十一項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄第四号中「第九条第七項」の下に「(法第十五条第十一項において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、「(以下この項において「許可証等」という。)」を削り、同欄第六号中「第十条第二項」の下に「(法第十五条第十一項において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、同欄第十号から第十一号までを削り、第十三号を第十号とし、第十四号から第三十号までを三号ずつ繰り上げ、同項課長専決事項の欄を次のように改める。

1 所長決裁事項を除く法及び規則の施行に関する事務

別表第二課事務所の表三十七の項課長専決事項の欄を次のように改める。

1 所長決裁事項を除く条例及び規則の施行に関する事務

別表第二課事務所の表五十七の二の項の次に次のように加える。

<p>五十七の三 就 学前の子ども に関する教育、 保育等の総合 的な提供の推</p>	<p>1 法第二十 条の規定に よる 改善勧告</p>	<p>1 所長決裁 事項を除く 法の施行に 関する事務</p>
---	---	---

進に関する法律(平成一八年法律第七七号)の施行事務

五十七の四 子ども・子育て支援法(平成二四年法律第六五号)の施行事務

1 法第五十七条第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による公表
2 法第五十七条第三項の規定による措置の命令
3 法第五十八条第四項の規定による報告等の命令

1 所長決裁事項を除く法の施行に関する事務

別表第二課税務所及び自動車税務所の表一の項所長決裁事項の欄第六号中「第四条の十八の」の下に「規定による」を加え、同欄第八号中「第十五条の八までの」の下に「規定による」を加え、同欄第十一号中「第二十号の四の」の下に「規定による」を加え、同欄第十二号中「第十二条の八の」の下に「規定による」を加え、同欄第十三号中「第十二条の」を「第十二条第一項の規定による」に改め、同欄第十八号中「第三十九項及び第四十項並びに」を「及び」に改め、「第七十二条の二十八第四項」の下に「規定による」を加え、同欄第十九号中「第七十二条の五十第三項の」の下に「規定による」を加え、同欄第二十号中「第五十八条の」の下に「規定による」を加え、同欄第二十一号中「第五十八条の七までの」の下に「規定による」を加え、同欄第二十二号中「第七十一条の二十一までの」の下に「規定による」を加え、同欄第二十四号中「第一百四十四条の三十二」を「第一百四十四条の三十二第一項」に改め、同項課長専決事項の欄第一号中「第七十二条の三十九の」、「第七十二条の四十七の」及び「第一百四十四条の四十七第三項」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第十五条の」の下に「規定による」を加え、同欄第八号中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に、「第五十八条の七までの」の下に「規定による」を、「徴収猶予」の下に「並びにこれらに関連する事務」を加え、同欄第十号中「第七十一条の十八の」を「第七十一条の十八第一項の規定による」に改め、同欄第十一号中「第七十一条の三第三項の」の下に「規定による」を加え、「承認」を「承認書の交付」に改め、同欄第十二号中「第七十一条の十五の」の下に「規定による」を加え、同欄第十三号中「第七十一条の二十二の」の下に「規定による」を加える。

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表二十八の項所長決裁事項の欄第三号中「第二十七条第一項」の下に「(法第三十二条第三項において準用する場合を含む。)」を加え、「所属職員」を「職員」に改める。

別表第二岐阜地域福祉事務所の表に次のように加える。

<p>二十一 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行事務</p>	<p>1 法第二十條の規定による改善勧告</p>	<p>1 所長決裁事項を除く法の施行に関する事務</p>
<p>二十一 子ども・子育て支援法の施行事務</p>	<p>1 法第五十七條第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による公表 2 法第五十七條第三項の規定による措置の命令 3 法第五十八條第四項の規定による報告等の命令</p>	<p>1 所長決裁事項を除く法の施行に関する事務</p>

別表第二農林事務所の表一の項所長決裁事項の欄第一号中「第七十二条の十二の六」を「第七十二条の二十一」に改め、同欄第二号中「第七十二条の十八の九第三項」を「第七十二条の四十三第三項」に改め、同項課長専決事項の欄第一号中「第七十二条の十二の八第三号」を「第七十二条の二十四第三号」に改め、同欄第二号中「第七十二条の十三第二項、第七十二条の十六第四項、第七十二条の十七第二項、第七十二条の十八第三項、第七十二条の十八の十及び第七十二条の十二」を「第七十二条の二十九第一項」に改め、「設立、解散、清算終了、合併及び組織変更」を削り、同欄第三号を次のように改める。

3 法第七十二条の三十二第四項の規定による農事組合法人の成立の届出の受付
別表第二農林事務所の表一の項課長専決事項の欄中第四号を第八号とし、第三号の次に次の四号を加える。

4 法第七十二条の三十四第二項及び第七十二条第四項において準用する第六十四条の三第三項の規定による農事組合法人の解散等の届出の受付

5 法第七十二条の三十五第三項の規定による農事組合法人の合併の届出の受付

6 法第七十二条の四十四の規定による農事組合法人の清算終了の届出の受付
7 法第七十三条の十(法第八十条において準用する場合を含む。)の規定による農事組合法人の株式会社又は一般社団法人への組織変更の届出の受付
別表第二農林事務所の表十四の項の次に次のように加える。

<p>十四の二 組合等登記令(昭和三十九年政令第二十九号)の施行事務</p>	<p>1 令第十四条第四項及び第二十六条第二項の規定による農事組合法人の解散の登記の嘱託</p>	
--	--	--

別表第二建築事務所の表六の二の項所長決裁事項の欄第一号中「都市建築部公共建築住宅課」を「都市建築部公共建築課」に改め、同表十七の二の項所長決裁事項の欄及び課長専決事項の欄を次のように改める。

<p>1 法第六条第一項(法第八条第二項において準用する場合を含む。)の長期優良住宅建築等計画の認定(一戸建ての住宅以外の住宅に係るものに限る。次号において同じ。) 2 法第六条第三項(法第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による長期優良住宅建築等計画の建築主事への通知 3 法第十二条の規定による認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況の報告の徴収 4 法第十三条第一項及び第二項の規定による改善命令 5 法第十四条第一項の規定による計画の認定の取消し 6 法第十五条の助言及び指導</p>	<p>1 所長決裁事項を除く法の施行に関する事務</p>
--	------------------------------

別表第二建築事務所の表十八の項所長決裁事項の欄及び課長専決事項の欄を次のように改める。

1 法第十条第二項(法第十一条第二) 1 所長決裁事項を除く法の施行に関する

る事務

- 項において準用する場合を含む。)の集約都市開発事業計画が基準に適合している旨の同意
- 2 法第五十四条第一項(法第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の低炭素建築物新築等計画の認定(一戸建ての住宅を除く。次号において同じ。)
- 3 法第五十四条第三項(法第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による低炭素建築物新築等計画の建築主事への通知
- 4 法第五十六条の規定による低炭素建築物の新築等の状況の報告の徴収
- 5 法第五十七条の規定による改善命令
- 6 法第五十八条の規定による計画の認定の取消し
- 7 法第五十九条の助言及び指導

別表第二建築事務所の表に次のように加える。

十九 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成二十七年法律第五二号)	1 法の施行に関する事務	
---	--------------	--

別表第二流域浄水事務所の表十三の項所長決裁事項の欄第一号中「第一種特定化学物質」を「第一種指定化学物質」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第八号

庁中一般
各現地機関

附属機関の委員等の職に充てる職員等の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

令
附属機関の委員等の職に充てる職員等の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の委員等の職に充てる職員等の職の指定に関する規程(昭和五十年岐阜県訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。

別表調理師試験委員の部を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社